

平成25年3月  
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成25年3月4日

○出席議員 17人

1番 磯野典正君	2番 鈴木克己君	3番 戸坂健一君
4番 藤本治君	5番 渡辺玄正君	6番 根本譲君
7番 佐藤啓史君	8番 岩瀬洋男君	9番 松崎栄二君
10番 吉野修文君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 土屋元君	14番 黒川民雄君	16番 丸昭君
17番 刈込欣一君	18番 板橋甫君	

○欠席議員 1人

15番 末吉定夫君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 猿田寿男君	副市長 関重夫君
教育長 藤平益貴君	総務課長 佐瀬義雄君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 黒川義治君	市民課長 渡辺直一君
介護健康課長 大鐘裕之君	生活環境課長兼 清掃センター所長 関富夫君
都市建設課長 藤平喜之君	農林水産課長 関善之君
観光商工課長 玉田忠一君	福祉課長 花ヶ崎善一君
水道課長 西川一男君	会計課長 鈴木克己君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 菅根光弘君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 目羅洋美君 議事係長 屋代浩君

---

議事日程

議事日程第3号

第1 一般質問

---

## 開 議

平成25年3月4日（月） 午前10時分開議

○議長（丸 昭君） ただいま出席議員は17人で、定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

### 一 般 質 問

○議長（丸 昭君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔7番 佐藤啓史君登壇〕

○7番（佐藤啓史君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきました。平成25年3月議会の一般質問、珍しくトップで務めさせていただきます。房総の春を告げるイベント、かつうらビッグひな祭りも昨日をもちまして閉幕しました。市長は晴れ男といいですか、今回のイベント期間中も水曜日だけ雨が降りまして天候に恵まれました。後半、風の強い日もありましたけれども、多くの観光客でにぎわったと思います。この調子で9月のB-1グランプリも天候に恵まれて成功裏に終わるようにご祈念したいと思います。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。今回、私は大きく2つのテーマで質問いたします。1つは、消防団について、もう一つが定住促進についてであります。消防団につきましても、平成17年6月議会において質問をさせていただき、また、定住促進に関しましては、昨年9月議会においても質問させていただいております。そういったことを踏まえまして、今回の質問において、過去の質問に関係しまして質問する項目もございます。どうぞご答弁をいただきたいと思います。

まず、消防団についてお聞きします。その前に、一昨年の3.11東日本大震災において、地域住民の生命を守るために多くの消防団員が巨大な津波の犠牲となり、お亡くなりになりました。ここに深く哀悼の意を表したいと思います。

さて、消防団についてですが、過去にも同僚議員からの一般質問や本会議、また委員会等における質疑でたびたび質問がなされ、また、私自身も先ほど申しましたが、議会の一般質問において質問をさせていただいております。3.11の東日本大震災以降、勝浦市を初めとした各自治体において、災害対策の充実とともに、地域住民の生命、財産を守る役割を果たしている消防団の重要性、必要性が再認識されています。と同時に、団員の高齢化やサラリーマン化による初動時の人員確保の問題や、消防団の根本的な問題である各地域における消防団員の確保の問題を抱えているのも事実であります。勝浦市消防団においても、現在、欠員を生じている分団があると聞いています。火災や災害時における消防団の果たす役割や重要性が期待されてい

る一方で、その存続自体が今後の課題であることに大きな矛盾があるということに、私たちはもっと真剣に考える必要があるのではないのでしょうか。私も、現役の消防団員であり、近い将来に大きな転換期を迎えることになるであろう消防団について、何点かお聞きしていきます。

1点目は、消防団の組織改編についてであります。12月議会において、同僚議員からの質問に対し、市長から消防団の組織改編についてご答弁がありました。現在の団本部、11分団体制から、本部、6分団体制になるとともに、女性消防隊の創設や役員任期が変更になると承知をしております。今回の組織改編については、実は賛否両論があったのは事実であります。改めて今回の組織改編の目的と理由についてお聞きいたします。

先ほども申し上げましたが、火災発生時や災害発生時の初動態勢の人員確保が問題となっております。また、分団、班によっては、後継団員の不足から、高齢化が今後進むものと思われまます。そこで、2点目には、消防団員の年齢構成、職業の実態把握はされているのか、お聞きいたします。

3点目には、近い将来に発生すると言われている東南海連動型の大型地震や首都直下型地震などの大規模地震と、それに伴う津波災害に備えて海岸部分の消防団員にライフジャケットを配備すべきと考えますが、ご見解を賜りたいと思います。

4点目には、団員の確保が今後の課題であると認識しております。今回の再編の後に、さらなる統廃合を進めるのであれば、消防団OBや各種技能保持者などから組織する災害支援隊の創設を提案するものでありますが、ご見解を賜りたいと思います。補足で申し上げますが、災害支援隊の活動内容については、消防団の後方支援や補助活動を行うものとしまます。

次に、定住促進についてお聞きします。勝浦市の人口は、平成24年12月現在の数値で2万354人、間もなく2万人を割り込むことになろうかと思ひます。私は、勝浦市の人口が年々減少することに大きな危惧を抱いております。人口の多いことが全ていいとは言いませんが、人口が、国や都道府県、市町村のバロメーターとなっていることも事実であり、地域の活力の原点になると考えています。しかしながら、注意しなければならないのは、人口の構造に目を向けなければいけないということでもあります。高度成長期の日本では、低年齢層が多く、年代が高くなるにつれて減少していく逆三角形の構造でありました。しかしながら、今の日本では、低年齢層が少なく、年代が高くなるにつれ増加していく三角形の構造になっています。このことは、子どもが減る一方、お年寄りが増えているということであり、いわゆる少子高齢化ということになります。お年寄りが増えることは決して悪いことではありません。元気なお年寄りが増えることは歓迎すべきであり、戦後の荒廃した日本を立て直し、高度成長期を経て、私の愛する日本を世界有数の平和な経済国家に建設していただいた先輩方に敬意を表したいと思ひますし、今後も多くの分野でご指導、ご鞭撻をいただきたいと思ひます。

問題なのは、子どもが減っていることにあります。そこには、子どもを産む世代、子どもを育てる世代、いわゆる生産世代が抱える多くの問題をクリアしなければいけないのは、過去の一般質問でも述べてまいりました。私が申し上げたいことは、人口問題を考えるときには、人が多いということに固執するのではなく、バランスのとれた人口構造に目を向ける必要があるということでもあります。

勝浦市では、猿田市長になり、今年度から企画課内に定住促進係が設置されました。これは人口減少問題を真正面から取り組むという決意のあらわれであり、今までの議会において、私

も含め、新創かつらの所属の各議員から提案や要望によるものと考えております。

現在の定住促進係は、係長1人の体制であります。これまでに空き家バンクの導入、勝浦市定住促進協議会の発会等、定住促進に向けての事業が少しずつではありますが、始まってきております。定住先進自治体であるいすみ市や鴨川市、館山市と比べればまだまだ後発自治体であるということは事実であるとしても、今後の定住促進施策に大きな期待を寄せておりますし、応援をさせていただきたいと思っております。

そこで、何点かお聞きします。1点目には、空き家バンク制度が導入されましたが、これまでの実績と今後の課題についてお聞きします。

2点目には、12月補正に計上された地域おこし協力隊事業についてお聞きします。補足で申し上げますが、地域おこし協力隊については、平成25年度当初予算で399万2,000円が計上されています。今回の質問通告時点において、まだ当初予算案をいただいておりますので、時系列的に前後があることをご了解願います。

3点目には、勝浦市定住促進協議会が発会しましたが、協議会の目的と今後の活動内容についてお聞きします。

4点目には、昨年度提案いたしましたネット市民制度の導入についてのお考えをお聞きいたします。

以上で登壇しての質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの佐藤議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

その前に、今、お話がありましたように、先月22日から昨日まで開催をされましたかつらビッグひな祭りは、佐藤議員、言われるとおり、天候にも恵まれて大勢の市内外、また県外からの入り込み客でにぎわいました。昨年が22万人の入込みでしたけれども、今年はそれ以上であるというふうには、私も毎日のように出ていましたけれども、そのように実感をいたしております。本年のひな祭りが、この知名度がさらに相当上がりまして、また、経済的波及効果も非常にあったものと考えております。実行委員会の皆さん方を初め、多くの関係者の皆様のご協力に感謝申し上げます。

それでは、お答えを申し上げます。初めに消防団についてお答え申し上げます。1点目の消防団の組織改編の目的と理由についてでございますけれども、将来の少子高齢化による消防力の低下が心配されるため、組織改編することによりまして、機動的な消防力を維持し、低下させないため、消防団からの要望により、今回、組織改編を行いました。

2点目の現役消防団員の年齢構成、職業の実態についてであります。1月末現在の消防団員総数は419人でございまして、年齢構成は若い順に30歳未満が60人で14%、30歳以上40歳未満が最も多く213人で51%、40歳以上50歳未満が127人で30%、50歳以上が19人で5%という構成になっておりまして、平均年齢は37.1歳であります。

また、職業実態につきまして、主な職業の人数及び割合は、多い順にサービス業が113人で27%、製造業が72人で17%、建設業が59人で14%、小売業が51人の12%、公務員が39人の9%で、その他、運輸通信、電気、ガス、水道業、漁業、農業等が85人、21%という状況にあります。

3点目の今後想定される大規模地震及び津波災害に備えた消防団員へのライフジャケットの配備についてであります。これは水害活動での使用が想定されるということでございまして、現在、ライフジャケット28着が総野集会所備蓄倉庫に保管をしております。

今後想定されます地震に伴う津波災害の場合は、市民等は「自分の命は自分で守る」ため、速やかに高台への避難を優先するべきものでございます。また、東日本大震災で多くの消防団員が殉職した教訓から、団員へは、率先避難を指導しているところでありまして、ライフジャケット配備につきましては、そのものの有効性を含め、今後検討したいというふうに考えております。

4点目の、今後さらなる統廃合を進めるとした場合の、消防団員OBや各種技能保持者などから組織する災害支援隊の創設についてでございますけれども、将来、さらに少子高齢化が進んだ場合には、消防OB等が有する知識、技術、経験等を活かして、消防活動の後方を支援するような組織づくりも必要と考えます。そのような際には、消防団と協議してまいりたいというふうに考えております。

次に、定住促進についてであります。1点目の、空き家バンクが導入されたが、これまでの実績と今後の課題についてであります。現在、3件データアップしてございまして、うち1件は交渉中という状況でございます。課題といたしましては、登録の物件数が少なく、他人への譲渡または賃貸することへの不安、その他相続が終了していないなど、理由として上げられます。

2点目の、12月補正に計上された地域おこし協力隊事業の事業内容についてであります。地域おこし協力隊事業は、総務省所管の外部人材を活用する事業でありまして、都市住民を受け入れ、地域協力活動への従事を通じて、地域の活性化に貢献してもらうものでございます。

本市におきましては、現在、定住促進を積極的に図りつつありますので、このたびの募集に至ったものであります。具体的活動としましては、移住の相談、定住促進のプロモーションなどの業務をお願いする考えでおります。

3点目の勝浦市の定住促進協議会の目的と具体的な活動内容についてであります。目的は、新規移住者の誘致促進、移住されてきた方や地元住民が市域外へ転出しないように施策を展開し、地域の活性化を図ることで移住相談や情報発信、交流事業の実施などが主な事業になると考えられます。

4点目の、過去の市議会で提案されましたネット市民制度の導入についてであります。インターネットを通じて観光関連のサービス情報、土地・建物といった不動産情報などを定期的に提供し、将来的には勝浦市民となっただけにする施策で、インターネット上に勝浦市民を確保するものと認識しております。当該ネット市民制度の導入につきましては、過去の市議会におきまして研究したい旨、お答えいたしました。インターネットを通じて本市にかかわってもらう制度であることから、本市の定住施策の推進に沿うものと考えられますので、新たに設立された勝浦市の定住促進協議会で検討していただけたらと考えております。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 市長からご答弁をいただきましたので、それに対して再質問という形で何点かお聞きしていきます。

まず、消防団についてでございます。消防団の組織改編の目的と理由についてご答弁いただきました。まず、消防団の今回の組織改編については、消防団側からの要請・要望という形でご答弁がございましたけれども、恐らく団長という形になろうかと思いますが、誰がどういった形で、文書で提出されたのか、それがいつどのような形で市側に対して要請がされたのかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。消防団からの組織改編の要望の発端につきましてお答えいたします。具体的には、平成24年9月24日、消防団長中村東雄ですけれども、団長より猿田市長宛てに消防団の組織編成に関する要望ということで、文書で要望事項を列挙してありまして要望がございました。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 承知しました。団長のほうから文書で提出されたということでございますけれども、特に今回の組織改編のポイントが、4点。1点が、分団統廃合と申しますか、組織の見直し、それからもう一点が、女性消防隊の創設、それからもう一点が、役員の任期を4年から2年に変える。これは公益社団法人の消防協会に合わせた形というふう聞いておりますけれども、役員の任期の改正。もう一点が、消防団員の家族に対する表彰規定を設けるというようなことで、私は、その4点がポイントだと思っておりますけれども、この4点について要望が出されたのか、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。要望事項の内容ですけれども、5点ございます。ただいま質問の中にもございましたけれども、1点目が任期について、2点目が女性消防隊の設置について、3点目が分団の名称、団員の定数について、4点目が役員の定数について、5点目が表彰について。項目的には5点であります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 今回の組織改編については、消防団側からの要請で行われました。消防団のほうで検討委員会を設置して、その検討委員会の結果を消防委員会に諮問という形で諮り、ご了解をいただいて、4月1日から改正をするという形になろうかと思っておりますけれども、では、この検討委員会が何回、そして検討委員会のメンバー、どういった形で行われたのかについてお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。組織改編に関します検討委員会の回数につきましては、延べで3回ございます。5月に1回、7月に1回、9月に1回ということで行われました。なお、その組織改編の検討委員会のメンバーですけれども、団長1名、副団長2名、本部分団長4名、それに加えて各地区の分団長の代表、1分団長、4分団長、7分団長、10分団長の4名、このようなメンバー構成となっております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 今、検討委員会が3回、5月、7月、9月という形ですけれども、委員は本部役員と申しますか幹部ですね。先ほどの総務課長の答弁と整合性が合っていない部分があるんですけど、9月24日付で、団長より文書が出されたという形なんですけど、実はその

5月の段階で検討委員会がされているという形になると、時系列的にちょっとおかしいんじゃないかというのがある。それは後でもう一回、確認で答弁をいただきたいと思いますが、実は私も現役消防団員で、私を含めまして18人の議員の中に4名の現役の消防団員がいます。特に、私の場合は、今、班長という立場で、現場の人間なんです。一番末端ラインと一緒に働いています。くしくも3月1日から春の火災予防週間が始まっておりまして、毎日夜警戒をやらせていただいています。

そういった中で、実は、今回、組織改編については、夏以降に分団長からお話をいただきました。組織が変わるよという形で、僕がその分団長から聞いたお話をうちの班の団員に話しました。そうしたら、全員が反対だったんです。末端団員の考えと本部役員の考えというのに違いがあるんじゃないかということで、我々の班の団員は、みんなこういう意見ですということは、分団長にはお伝えしました。分団長のうほうから、本部の会議においてどういう話をされたのかについて、私はわかりませんが、今回の消防団の組織改編について、消防団は特に地域との連携と申しますか、各区の区長とか、各区の住民と非常に濃いつき合いと申しますか、というのは、区のほうから消防費、消防費という言い方でいいと思いますけれども、1軒当たり幾らという形で、我々の団員の活動費、消防費をいただいている。その消防費も、地区によって金額がばらばらであったりします。また、地区によっては、1年に1回と申しますか、団員をやめられた方とか団員に対して心づけとか寸志とか、そういったところが支払われている区もあつたりする。支払われていない区もあつたりする。また、支払われている区によっても、金額がまちまちだということも、何人かの団員にそういう話も聞いています。

そういう形で、特に区長から要望があつて、我々は、台風災害で土砂崩れがあつたときに、危険な箇所について、区長さん、分団長と連絡を取り合つて、すぐ市のほうに連絡して、そこを通行止めにしてもらつたりとかいう形で、火災だけではなくて災害時においても、区長や区の人たちと、特に連携がされているのが消防団という形でありまして、そういう意味で、地元の区長ともお話をしました。今回、組織改編行います、今後、うちのほうの区として消防団がこういうふうになりますので、区の総会や集まりのときにお話ししていただきたいということを申しました。そうしたら、区長のほうは、おれは何も聞いていないと。何で区長の俺に話がないんだという話もありました。今回の組織改編のポイントは、条例改正ではなくて規則の改正で済むということで、別に議会において承認されることでもないということで、はっきり言って、うちのほうの区長は大分憤慨していたんです。区長と市政協力員は厳密に違いますが、大体市政協力員は区長がやられている。そして市政協力員会議のときに、消防団の見直し、特に班の見直しをしていただきたいというお話をしたにもかかわらず、分団の統廃合が先に進められたということでお話がありました。でも、僕も事務局と申しますか、市の係長とか課長ともお話しした結果、まずは分団を見直すことによって、その後で班の見直しをしていきたいという話もありましたので、区長ともそういう話をして、そういうことであれば、将来を見据えた今回の組織改編であるから、そういうことであるならしょうがないだろうという形でお話ししました。

そして、特に今回の組織改編について、自分の所属分団、8分団ですけれども、今度9分団と一緒にやります。芳賀・大楠の分団と一緒になるんですけれども、実は、うちのほうの分団の団員とも話しました。何で9分団と一緒になるんですかという話なんです。実は、旧新戸小

学校区が8分団です。今、小学校も中学校も全部勝浦地区なんです。今回の消防団の見直しは、旧町単位、旧総野村、旧上野村、旧興津町、旧勝浦町という枠の中での統廃合だったんですけども、実は8分団に関しては、もう小学校から全部勝浦に来ている。どうせ統廃合するんだったら、勝浦地区の統廃合としていただけないんですかという話もありました。それは検討委員会の中で出た結果ですので、みんな首をかしげていましたけれども、でも、もう決まったことなんで、9分団の人たちと一緒にやります。たまたまですけど、一昨日、土曜日に9分団の役員、8分団の役員、それから今度統合される第5分団という形の中の役員予定者の方で、2回目の会議を持ちました。9分団の運営の方法、8分団の運営方法といろいろ違いがあったりしまして、すり合わせ項目にしました。それだけでも、お互いの分団のやり方が違ったりすることで8項目すり合わせする事項があって、例えば会計の管理の仕方だとか、いろんな部分で、それを全部書面に残して、署名人という形で、全員が署名をして文書で残しました。そういった形で、今回の統廃合において、現場の団員は非常にそういう苦労があったということを、まずご理解をいただきたいと思います。

先ほど言った年齢と職業ですけれども、細かく調べていただいてご答弁いただきました。ありがとうございます。30代が14%、31歳から40歳が51%という形なんですけれども、平均年齢で37.1歳。実はこの平均年齢というのは、私、考えますと、これぐらいの年齢かなと思ったんですけど、団塊ジュニアと言われる世代がちょうどこの年代になるろうかと思います。僕より2〜3歳下。何年か前でも構わないんですけども、もし過去の消防団の平均年齢というのがわかるようでしたら、お答えいただきたいと思います。

○議長(丸 昭君) 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長(佐瀬義雄君) お答えいたします。前段の部分で、要望年月日との日程的な差異があるというお話でしたけれども、先ほど答弁しましたのは、消防団内部の組織改編の検討委員会でございます。その検討委員会の結果により、市長宛てに文書が来まして、市といたしましては、その後、11月26日に消防委員会というものを開催したところでございます。

続きまして、年齢のご質問でございます。申しわけありません、年齢は後ほどお答えいたします。

○議長(丸 昭君) ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番(佐藤啓史君) 平均年齢をなぜ聞いたかといいますと、恐らく今後、高齢化じゃなくて、逆に若年化していくんじゃないかというのがあったんです。実は下に入る人が、適齢期の世代がいなくなっているというのが僕の考えなんです。うちのほうの分団だと、大体30前後になって入ってくるんですけど、30前後の人間がいなくなっています。ということは、20歳前後の人間に頼まなきゃいけないようになってくるという話なんです。だから、その子たちに頼めないから、高齢化になるのか、もしかしたらどんと若くなるのか、これは現場の班の話で、本部は別ですけど。もしかすると、下がないからやめられないで、どんどん高齢化していくか、もう若い子に受け継ぐしかないという形になって若くなるのかというふうに、今後なるのではないかなという意味を込めて、平均年齢を聞いたかったんです。先ほど言ったとおり、欠員も423名の総数が419名になっているということで、欠員も出てきています。今後の団員の確保というのがどうしても課題になってきていると思いますけれども、なぜ423名なのか、勝浦市の消防団員の総数が423名、みんなそれが当たり前だと思っていると思うんですけども、なぜ総数が

423となったのか、これは根本的な法令で決まったものがあるのか、あるいは市の裁量権によって条例で決められるのか、場合によっては、面積の広さ、あるいはそこに住む人口、あるいは世帯数、それによってこの消防団の総数というものが導き出されているのか、その辺が不明ですので、それについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。先ほどの平均年齢のご質問です。古い順に申し上げます。平成20年4月1日現在が35.7歳、21年、35.9歳、22年、36.1歳、23年、36.0歳、そして24年度の4月1日が36.2歳と、微妙に高年齢化は生じております。

続きまして、団員数の423人の根拠につきまして、お答えいたします。現在、団員数は423人でございまして、これにつきましましては、消防庁のほうで消防力の整備指針というものがございまして。各市町村が目標とすべき整備水準が示されておりました、地域の実情に即した消防体制の整備が求められておるところでございまして。

1点目に、動力消防ポンプの種類ごとの指針がございまして。2点目に、災害時等における住民の避難誘導に必要な数がございまして。この動力消防ポンプの種類ごとですけれども、動力ポンプにつきましましては、1台に必要な人数を5人として、それに台数を乗じて計算しております。小型ポンプ自動車につきましましては、1台に必要な人数4人ということで、これも同様に、台数により積算しております。合わせて133人でございまして。

大きな2点目の大規模な災害時等における住民の避難誘導に必要な人数、これにつきましましては267人でございまして、小学校区域内の荷重面積、これによりまして、細かな算式はございまして、それぞれ計算いたしまして、面積によった避難誘導人数として267人、これが大きな2点目です。

次に、地震、風水害その他の自然災害の発生の蓋然性等を勘案した数ということで15人。合計で415人という基準ニーズになっております。消防団員数が419人でございまして、5人上回っている状況にございまして。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありますか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 総務課長のご答弁で消防庁のほうからの各市町村消防、また、地域の実情ということで、算出方法があるということで、今、ご答弁いただいたんですが、ちょっと聞いただけで、すぐ頭に入るものじゃないので、改めてこれについてはお聞きさせていただきたいと思っております。

せんだって、芳賀で建物火災がございました。私も管轄でしたので、15分ぐらいおくれで現場に到着しました。うちのほうの班員9名、分団役員をやられている団員を入れると10名、その初動態勢のときにいた人間が、私を含めて3名。サラリーマンが大体7割になってはいますが、大体数字に合致した形で、その後、僕は班長という立場で全員に連絡をとって、建物火災だから至急来てくれと。1人は東京に勤務しているんで、じゃ、おまえはいいよと。ほかの人間、今、茂原です、今、鴨川です、とにかく現場に来いという形で、現場に到着したときには鎮火している、あるいはホースの後片付けをしているという形になっているのが現状です。これは林野火災と建物火災は若干違いますので、そのときによって対応しますが、とにかく火災発生するときには、消防団員である以上は、現場にまず来いと。そして、来るに当たっては安全、焦って交通事故を起こしたりしないようにという形で、私は、まず現場に来る、そして連

絡をしっかりと行う、報告、「報・連・相」じゃないですけども、必ずするようにしています。

こういう形で、実際に初動態勢というものが消防団に求められている中で、初動の態勢のときの人員というものが非常に不安になってきているのが実情だと思います。先ほど言った423名の総数、これが多いか少ないかは、私は、判断できませんけれども、確かに分母が多い。例えば消防団員が1,000人いれば、初動態勢のときに、その倍は確保できると思います。例えば消防団員が200名だったら、初動態勢のときの人員確保がさらに減ってしまうということもあると思います。そういう意味で、もう一度423名というものの適正な団員数というものについて検討していただきたいと思います。

続いてライフジャケットのほうに入ります。これは答弁がございました。まずは、自分の身の安全を第一優先する、そして、避難誘導をするという形になっています。ということで答弁がございました。実はライフジャケットを配ることによって、安心感が生まれてしまって、逆に命を粗末にしてしまうとか、命を失ってしまうというようなことも考えられるということで、これを配備することがいいか悪いかという判断は、私にはできませんけれども、海岸部の消防団員と話をしたときに、そういうものがあつたらという話があつたのも事実です。私の住まいは新坂の上ですが、新坂まで津波が来ることはないと思いますけれども、津波がすぐ来るようなところに住んでいる団員にとっては、例えばライフジャケットというものが一つの活動する上での安心、安心が命の無駄になってしまつてはいけないんですけども、そういった声もあつたということ、私は、この場において申し上げまして、これは検討していただくということで結構でございます。

続いて、災害支援隊の関係ですけども、災害支援隊というのは私が勝手に名前をつけているだけなので、ほかの自治体を見ますと、例えば消防支援隊、あるいは機能別消防団というようなこともあります。時間がなくて1つだけご紹介しますが、埼玉県越生町、人口1万3,000人の越生では、消防支援隊という形で、越生町消防支援隊を結成しております。いわゆる先ほど言ったように消防団の後方支援という形で、消防団長の指揮下に入る。厳密に言うと消防団員ではないんですけども、消防団長の指揮下に入るという形で、こういった消防支援隊。あるいは場所によっては、事業所別消防団という形で、大規模な工場とか、大きい事業所があるところは、その事業所において、消防団というものを組織されているところもあります。

いずれにしても、これも地元の先輩から言われたんで、僕は提案したんですけども、いざ火事的时候に、俺らは消防団じゃないから、何もできない、おまえら人がいないのに、俺、手伝ってやりたいんだけど、手伝ったら怒られてしまう。俺がそこで手伝って、仮に怒られてもいいから手伝ってけがをしても何の補償もされない。俺たちの思いを何とか届けてくれよと言われて、じゃ、そういった災害支援隊なり、消防支援隊という形で、我々の後方支援をしてくださいという意味を込めて過去に提案したんです。そうしたら、当時の答弁は、自主防災組織を結成するのを優先したいという答弁だったんです。当時、自主防災組織が、平成17年6月時点ですけど、3地区、今、その自主防災組織が幾つできたか、僕は過去の議会の答弁、聞いていますのでわかっていますけど、それが全部の地域で、もう5年たっているのにできていますかという話なんです。そうではなくて、現場の団員の消防団を後方支援するもの、技術も知識も経験も、いろんな資格を持っている先輩たちがいるんで、場合によっては、うちのかみさん

は看護師ですけれども、けが人が出たときの対応ができるわけです。そういった人たちに、消防支援隊、災害支援隊という形で、火災発生時、災害発生時において、バックアップしてくれれば、たとえ消防団員が減ったとしても消防力の低下を招くとは、私は思わないんです。そういう意味も込めて、今後、前向きにぜひ検討していただきたいと思うんですが、総務課長、もしくは副市長、もしくは市長にご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。確かに近年、多種多様な災害が懸念されております。消防団につきましては、通常の火災、水害等におきましては、団長の指揮命令下に動いております。議員のお話の中にもありましたように、けがの場合とかの手だて、検討事項もありますので、将来的にそのような場面というか予測ができた時点におきまして、消防団とも協議を重ねて検討していく考えでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 一出動時のけがの問題もありました。過去にも質問しましたが、愛知県の西春町というところでは、災害サポーターという形で、社会福祉協議会でやっているボランティア保険に全員入っていただいている。年額たしか200円から300円ぐらいの金額だったと思いますので、そういうのもまた調べていただいて、もし可能であればやっていただきたいというふうにお話だけしておきますので、よろしくをお願いします。

時間がございませんので、次の定住促進に入ります。空き家バンクについて、今年から始まりまして、現在、3件の登録物件があって、1件は交渉中ということであります。1点だけ、お聞きしますけれども、空き家バンクを行っている自治体、皆さん、同じような報告かと思うんですけれども、参考にした自治体があればお答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。近隣でいすみ市が、私のほうよりも少し先にやっておりましたので、近くということもあまして、いすみ市にお伺いをして、いろいろご事情等をお聞かせいただきました。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） それと、先ほど3件登録されているということですが、3件、大家さんといいますか、オーナーといいますか、持ち主さん。3件とも市内在住なのか、あるいは住んではないけれども、とりあえず物件が勝浦にあるという形で貸し出されているのか。僕が聞きたいのは、都会に住んでいて、両親も亡くなって、空いているので貸し出しますというような方ですよね、だから、現在、本当に住所がこちらにあって生活されている方の物件なのか、住まわれていない人の物件なのか、3件の物件の内容についてお聞きしたいんですけれども。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。私の承知している限りにおきましては、基本的には別荘的な扱いをしていたということで聞いております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 3件とも別荘的な扱いという形で、今後、空き家バンクを充実させる上で、ここが一つのポイントになるかと思っておりますので、今後、進めていく上で研究していただきたいと思っております。

次の地域おこし協力隊ですけれども、4月1日からになろうかと思えますけれども、協力隊員が勝浦に来て、プロモーションですとか、移住相談をしていただくという形になるとご答弁がございました。現在、定住促進係の渡辺係長、僕もいろいろお話を聞いて、市内に在住の方、あるいは市内外の各種団体、いろんなところに出向いて行って意見交換をしたり、勝浦でどういった定住促進ができるのかという形で、非常に研究されておりますし、話を聞いて、さすが勝浦市は人事がうまいなと思ったんですけれども、渡辺係長は定住促進係長で、これを1年、2年ではなくて、結果が出るまで渡辺、おまえやれというような形にぜひしていただきたいと思うんですけれども、渡辺係長は、こうやって定住促進をやられるのには、ボスの企画課長がしっかりしていて、そのさらに上の大ボスである猿田市長がいますので、大ボスとボスの間の副市長もいまして、勝浦定住促進、今、種まきをしている段階ですので、これが1年、2年ですぐ結果が出るのも僕は思っていません。ただ、市長が言う交流人口、まずは、日本全体が人口が減ってきている中で、勝浦の人口を増やすというのは本当に至難のわざだと。ただ、これを維持させていこう。交流人口を増やして、そして勝浦に定住していただくという種まきを、この平成24年度から始めて、2年、3年、5年たったときに、その実がなって刈り取れるように、ぜひ、僕も応援したいと思いますので、そういう意味で、今回、一つのツール、手段として地域おこし協力隊を使う、この発想も多分、渡辺係長の発想かなと思うんですけれども、企画課長にお聞きしますけれども、地域おこし協力隊の事業、先ほどご答弁ありましたけれども、この事業を使って、まちおこしをしている、あるいはそういった全国の自治体をご紹介いただければと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。総務省のデータですと、平成24年7月1日現在で、全国で隊員数が473名と。4府県169市町村ということで聞いておりまして、千葉県におきましては、館山市が4名ということで、現在地域おこし協力隊員が活躍をしているという状況にございます。千葉県は、もともと都市部でございますので、逆に地域おこし協力隊を派遣する場所ということになります。千葉県の場合、この地域おこし協力隊員が活用できる部門というのは、半島振興法の適用がある区域であるとか、もしくは過疎地域等に限られてまいりますので、この南房総地域等がその対象ということで、本市もそのような活用をということで考えたものでございます。

また、地域おこし協力隊の活動の状況でございますけれども、話題性ということで言わせていただきますと、長崎県の対馬市、ここは現在5名の方が地域おこし協力隊員として赴任をしております。23年4月1日からということで聞いております。この話題性は何かといいますと、島おこし共同隊ということで、5人なので5レンジャーと呼んでいるようなんですが、その関係部門に来ていただいた方が、女性が4名、男性が1名、年代も、20代が2名で、30代が3名と聞いております。そこで、この中の薬草関係を利活用して、何かができないかと。あともう一つ対馬ヤマネコ等の環境の保護とともに、そういうものを活用して、島おこしができないかという、この2つの部門にかかわっている方が、東大の大学院と北大の大学院を卒業して、博士課程修了者ということで、それが非常に話題になっております。ご承知のように、地域おこし協力隊ですと、手当のほうも限られていますので、月に18万円というお話も聞いております。そういう中で獲得できた人材ということで、近年はこういう雇用情勢にございます

けれども、やりがいのある仕事というものがあれば、そのように人材が確保できますよという、多分こういう事例だろうと思います。

あと、茨城県の常陸太田市で、これは清泉女子大のOBが5人ほど来ているようであります。当然、女子大出身ですから女性なんですけれども、ここはまだ始めたばかりで、まだ形も見えてはいないようではありますが、やはり若い人たちが来てくれたということで、例えば今まで会議を開いても集まりが悪かったのが、大分出るようになった。また、農業関係におきましても、従来ですと、自家製の物しか栽培していなかった方々が、地域の特産をもっと見つけて、積極的に展開をしていこうと、そういう機運は見られるということで、よく話題にはされているようでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 地域おこし協力隊は別に定住促進のためのものじゃなくて、各自治体に沿った地域おこし協力事業という形でいろいろな活動をされているということで、今、対馬の話もされました。それでは、どこまでお話できるか、私のほうで判断できないんですけれども、この勝浦に来る協力隊員、面接したという話も聞いています。どういった方が4月1日から来られるのか、お答えできる範囲で構いませんので、お答えいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 議員、冒頭にありましたように、現在、明後日、質疑等始まりまして、ご審議いただくこととなりますけれども、今回、25年度の当初予算のほうに協力隊員に係ります事業関係経費を上げさせていただいております。そこで、その前段といたしまして、もしご承認いただければの話でございますが、4月1日から業務に従事していただきたいという考えのもとに、過日面接を行いまして、これは全て男性でありましたけれども、4名の方から応募がございまして、そのうちの1名の方は、第2次の面接の際に、福岡出身ということで、どうしてもこちらに来れないということで、ちょっと棄権のような状態になってしまったんですが、その中の3名で面接をやりまして1名の方を、今のところ、もしご承認いただければお願いをしたいということで、事務のほうは進めておる状況でございます。この方の経歴につきまして、この方はもともと千葉県内のご出身の方で、過去に旅行会社で添乗関係を2年、また、月刊の情報誌の編集に携わって7年ぐらいと聞いております。そういう経歴の持ち主で、当然その方は、勝浦のほうも十分ご承知をしていると。ご本人様も地域おこし協力隊で新潟とか石川のほうにも行って、いろいろ検討していたようなんですが、最終的に自分の活躍できる場はこの房総の勝浦ではないかという、そのようにご本人は申し述べておりました。年齢は31歳の方でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） 簡単な経歴のお話がありましたけれども、やはり何がポイントかというところ、勝浦市で生まれ育ってない人が入ってくると。だから、外の視点で勝浦を見て、いいところ、悪いところ判断できるというのが、やはり必要なこと。多分渡辺係長と二人三脚で活動されていくような形になろうかと思うんですが、1点だけ確認の意味も込めまして聞きますけれども、協力隊員の活動拠点といいますか、市役所なのか、あるいはオープンしましたKAPPYビジターセンターなのか、どういうふうな形で考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。基本的にKAPPYビジターセンターのほうで活動をしていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） そうでしたら、次の定住促進協議会のほうで1点だけお聞きします。各種団体の方が会員になられて、定住協が立ち上がりました。それで、私、1点だけ、思うんですけど、ぜひ定住協の会員も含めてそうなんですけど、勝浦市に移住されている方、結構いらっしゃるんですけど、そういった人たちのネットワークづくりをぜひしていただいて、実際に今、勝浦に住んでいる人たちが、勝浦をどう思って、勝浦に住んでどう良かったのか、勝浦の悪いところはどこなのかというのを、定住協の意見に反映しないと、定住協というのは名ばかりのものになってしまうんじゃないかと思しますので、ネットワークづくりというものについて、今後やられていくと思えますけれども、定住協の会員に、できたら、移住者の人たちの代表を入れていただくというような形をとれないものかどうか、そしてネットワークづくりをすることについて、答弁をいただきたいと思えます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） この協議会につきましては、基本的には定住促進、これは行政だけでも成り立ち得るものでもございませんので、全市的な取り組みということで、立ち上げのほうをさせていただいているという形に、私のほうは理解をしていますし、今後の個別の事業の関係につきましては、当然に自主的に定住促進協議会のほうでご審議いただいて決定していくということになるかと思えます。ただ、議員より今ご指摘がございましたように、当然に新しく勝浦市に住んでいらっしゃる方々との関係でありますとか、もしくは新たに來られた方々だけの関係でありますとか、そういうネットワークづくりにつきましては、今後、当然していかなければいけないものと考えておりますので、その辺につきましては、行政側も、地域おこし協力隊員のほうも、その媒介となって、いろいろご苦労いただくことになるかと思えますので考えていきたいという形でご答弁をさせていただきます。以上でございます

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。佐藤議員。

○7番（佐藤啓史君） あとネット市民制度に関しても、過去に質問しています。前向きに研究という答弁があって、今回もそういった答弁がありました。定住協ができて、今度、そういった中で検討していくということでございます。いずれにしましても、先ほど申し上げましたけれども、24年度になって初めて勝浦の定住促進の種まきが始まりました。ぜひ、種から芽が出て、そして太い幹になって、大きな花を咲かせ、勝浦市の人口問題に少しでも役立つような方向になるように、私も頑張って応援していきますので、一般質問をこれで終わります。以上です。

○議長（丸 昭君） これをもって佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、鈴木克己議員の登壇を許します。鈴木克己議員。

〔2番 鈴木克己君登壇〕

○2番（鈴木克己君） ただいま議長より質問のお許しをいただきました会派、新創かつうらの鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

さて、昨年末の総選挙により、自公連立政権となり、第2次安倍内閣が発足し、日本の政治、経済の先行きに大きな期待感が出てまいりました。

勝浦市におきましても、3月議会初日に可決した24年度最後の大型補正予算の繰越事業などを初め、平成25年度は、市の将来に向けて、大変重要な年になることと思います。

予定される事業も、(仮称)市民文化会館の建設、生活インフラの整備、4月27日の開通が決定した圏央道からのアクセス向上対策等、ハードとソフトの両面からの対策を確実に実行しなければならないと思います。私も微力ながら勝浦市政向上のために協力をしてまいりたいと思います。

それでは、一般質問を始めさせていただきます。今回の質問内容は、大きくは2点であります。

その第1点目は、市長への手紙事業についてであります。市長への手紙事業は、平成23年8月の市長就任直後に開始され、その内容は現在、市ホームページで公表されております。これまでの市民からの意見や提案に対し、市長から回答したものは、平成23年度26件、24年度は本年1月までで39件あり、市民からの意見などは市政運営で参考となるものが多くあると思います。

そこで、この市長への手紙に関する市民の方からのご意見等への対応についてお伺いいたします。

その1点目は、市長への手紙は、市民個人からの意見、提案を市政運営の参考とする制度となっておりますが、これまでの意見を提案の中で、市政運営で参考としたもの、庁内または担当各課で意見調整し、活用されたものや、25年度以降にこれら市民からの意見を参考とし計画されている事業などがございましたら、お示しいただきたいと思います。

次に、市民からの意見や要望に対する回答の中で検討または取り組みを強化するなどの回答も多くありますが、その後の対応や進行管理がどのように行われているのかお示してください。

3点目として、市長への手紙で、23年度、24年度と同じような要望や意見のものがありますが、その中で、平成24年5月に寄せられた障害者福祉についてという内容の手紙の回答は、余りにも誠意のないものであると感じます。

同様な内容の手紙は、平成23年10月にもあり、その時点の回答と同様な回答がされており、その後、何ら検討はされていないようでありますので、再検討の上の答弁を求めます。

次に、大きな2点目として、(仮称)市民文化会館の運営についてお聞きします。市長は、文化会館の規模を拡大するための理由に、勝浦市の発展のためのキーワードの一つとして、交流と生活文化の向上を掲げ、外部からの芸術文化の導入、近隣市町との交流の核となる場所として、最低でも800席規模のホールを擁した施設は必要であるとのことを主張され、議会での議決を得て820席規模の文化会館建設が決定されました。

この(仮称)市民文化会館も本年4月から建設が始まり、1年半後の平成26年9月には竣工し、10月から運用が始まる予定となっておりますが、このことについて、次の点についてお伺

いします。

第1点目として、市長は事あるごとに文化会館の規模を拡大したことについて、ご自身の理念を説明され、その中で、まずはNHKのど自慢大会をとのことで、NHKには既に依頼済みと話をされておりますが、今後、このような大ホールでなければならない文化会館での事業や興行などを行うために、今後どのような体制をもって運営していく考えなのか、お伺いします。

次に、公民館機能をあわせ持つ会館として、年間の稼働スケジュールはどのように考えているのか、お示しいただきまして、登壇での私の質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの鈴木議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

私からは、市長への手紙についてお答え申し上げます。1点目のこれまでの意見や提案により、市政運営で参考としたもの、庁内または担当各課で意見調整し、活用されたものや次年度以降に計画されているものについてであります。市長への手紙は、私の公約として、市民から幅広く市政に係る意見、提言を求め、市政へ反映させるため、平成23年10月から実施しております。いただいたご意見等に応え、施策に反映したものなどがあります。例えば、KAP P Yビジターセンターでのパソコンの無料利用であるとか、市役所庁舎内のトイレの洋式化、トンネル内照明のLED化などを実施したほか、今後はミレーニア内の興津久保山台に子どもたちが遊べる公園の整備を予定しております。

また、多くの意見があった朝市の活性化に向けて、勝浦朝市運営委員会、朝市しんこう会、勝浦中央商店会などと協議を始めたところであります。

2点目の市長回答の中で、検討または取り組みを強化する等の回答も多くあり、その後の対応や進行管理がどのように行われているかとのことであります。市長への手紙の性格は、市長みずからが、市民から幅広く意見や提言を求め、市政へ反映させるため、市長個人と市民とのマンツーマンの対応を手紙を介して行っているものであり、これは行政の問題ではないと考えています。したがって、私は回答は公印ではなくて、私の署名で回答しております。あくまでもこれは、市長と市民との政治的な関係というふうに理解しております。したがって、その回答内容は、政治的な問題であり、進行管理であるとか、誠意がない回答であり再検討しろとか、こういうふうに第三者がその実効性を問うことまでは想定しておりませんし、またできないものと考えております。

なお、障害者福祉に係る回答につきましてのご質問ですが、ホームページに公表されている回答をごらんになってのことと思いますが、この回答は、概要を箇条書きに掲載したものでありまして、ご本人に対する手紙では、なぜそうしたかなどの理由を詳細に記して回答しているものでございます。

また、その後、手紙をくれたご本人にも直接会う機会を設けまして、私から具体的に現状や理由などを説明いたしております。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。なお、(仮称)市民文化会館の運営につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（丸 昭君） 次に、教育長から答弁を求めます。藤平教育長。

〔教育長 藤平益貴君登壇〕

○教育長（藤平益貴君） ただいまの鈴木議員の一般質問に対し、お答えします。

まず、大ホールでなければできない文化会館での事業や興行などを行うための運営についてであります。開館後の運営につきましては、市が直接運営するか、指定管理者制度を導入するか、先進市町村の現状を調査・参考にしながら、運営方針を早いうちに決定したいと考えております。

あわせて、市民から募集する市民会議を開催し、市民の望んでいる演目の種類、回数など具体的な運営内容についてご意見を伺い、これらを参考とし、ホールが有効に利用されていくよう、効率的な運営を目指していく考えであります。

次に、公民館機能をあわせ持つ会館としての年間の稼働スケジュールについてであります。これから運営方針を決定していくことから、今のところお答えできませんが、元中央公民館と元市民会館の利用状況を踏まえますと、本市・各種団体の事業、自主サークル団体活動及び公民館教室などの開館日における利用状況としては、元中央公民館では年間1,336件で、1カ月当たり約136件の利用がありました。また、元市民会館では、年間252件、1カ月当たり約26件の利用状況でありましたので、新文化会館でも同等程度の稼働スケジュールが見込まれるものと考えます。

ホール稼働につきましては、先ほど答弁しましたとおり、市民会議でのご意見、ご要望などを参考に、今後、芸術文化事業の実施、各種団体の大会の開催、そして災害時における避難所としての有効利用など、旧施設にかわる地域の芸術文化活動などの拠点として、交流機会が拡大するように年間の稼働スケジュールを決定し、稼働率の向上を目指してまいります。

以上で、鈴木議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ただいま市長及び教育長からの答弁がありましたので、それに基づいて2回目、もう少し内容に入った質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、市長への手紙、私はこれを非常に高く評価しているものであります。これまで、市長と一市民が対話をする機会というのは、本当になかったように思います。そこを市長は手紙という形をとって、一個人である市民からも意見を伺って、市長の政治のための一つの資料とするということを、今、おっしゃっておりましたが、全くそのとおりでありまして、やはり市長は行政のトップでありますので、市長の考えを行政各課に持って行って、その中で市政運営をしていくということについては、本当に評価できるものだというふうに、私は思っています。今後もこのことについては、ますます続けていただくことも必要ですし、これを市民の方にも理解をしてもらうということも必要だと思います。

ただ、その中で、今公表されているのがホームページにあります。私もこの中身については、この制度が始まった時点で、議会の中で公表はしていくべきだということも話をさせていただきました。それが現実となって公表がされております。ただ、これを見て、一つ一つ揚げ足を取るつもりは全くありません。これはあくまで市長が公表したものがこういうことですよということですので、それをどうのこうのということは、私が言えるはずもありませんので、これはこれとして、ただ、見た目というか回答の中身が、市長は自分で本当にそう思っているのかというふうな、ちょっと疑わしい、本当にそうなのかという内容のものも見受けられます。それはあくまで一方的なものでありますので、公表していますという中身が、この公表について

は、対話を全くしていませんから、こう公表しましたというものが提示されているだけ、しかも文章的にまとめられているので、その中身が表にはなかなか出にくいんじゃないかと思います。それはそれとしての参考ですのでよろしいんですけど、かなりのものが検討され、回答されていますけど、そういうものを一つ一つ、これはどうだ、これはどうだということも言えませんので、ただ思ったのは、23、24年と2カ年やってきて、23年度に回答したにもかかわらず、さらにまた同じような、書き方も同じですので、恐らく同じ個人だと思います。そういう方がまた質問をしている、それは何なんだろうということです。先ほど市長も、個人の方と面談をして回答を出していますということをおっしゃいましたが、そうであれば、理解をされていないという部分が出てくると思います。

そこで、揚げ足を取るつもりはありませんけど、参考例として一つ出させてもらったのが、議員の皆様にも、私の資料ということで配付させていただいたものです。これについては、障害者福祉についてのものです。23年10月と24年5月に、ほとんど同じような内容、若干違うんですけど、共通しているのはタクシー券の問題が共通をしたものです。聞いていただければわかると思いますので、ちょっと読ませてもらいます。24年5月のほうで読ませてもらいます。

2番目に、障害者の福祉タクシー利用券のかわりに、同額のガソリン代を補助してください。これは前回、23年10月にもう少し詳しく中身に触れているんですけど、もう一つが、市長と直接対話できる機会をつくってくださいという手紙内容です。その回答が、障害者福祉タクシーについては、「専ら身体障害者等の移動のために利用される自動車、軽自動車については、税の減免制度があるので、ガソリン代を補助する考えはありません」。そして、市長との対話については、「直接お話しさせていただく機会をつくることはできませんが、市長への手紙は必ず拝見させていただき、ご意見、ご提案を市政運営の参考にさせていただいております」というふうな回答なんです。

これについて見ますと、23年10月も同じなんですけど、このタクシー券問題については、税金が減免されているからガソリン代は補助しませんというのは、全然整合性がないような、回答としては、ちょっと疑問に思わざるを得ない内容です。それと、もう一つ、市長は先ほどの答弁の中で話をしましたということですので、このところはそんなに触れませんが、この時点の回答では、話はしませんということを書いて、これが公表されている中身なので、全くわからない人が聞いたら、市長、何か冷たいんじゃないかというふうな受け方をします。市長が個人と政治とについて、行政の市役所の中で、なかなか話をする機会というのは、恐らくどこに行ってもないと思います。ただ、こういう機会をつくるということは、一つは障害者福祉については、障害者福祉の団体等もありますので、そういう団体等の話の中ではできると思いますので、そういう答弁がされていけばいいかなとは思いましたが、これはそういうことですので、先ほどお話があったとおり、お話しはしていますということですので、回答のときに、端的に回答すべきなんだろうけど、もう少し工夫されるといいかなというふうに思っています。

ガソリン代のことについてももう少し触れさせていただきたいんですけど、実はこのことについては、障害者福祉タクシー事業というのが前面にあります。千葉県下、全市町村ではなくて3町ぐらいやっていないところがあるんですけど、近隣は全てやっていますし、ほとんどの市町でやっています。勝浦にとっては、障害者手帳1、2級の方に対して、年間28回の制限で、

1回について710円の補助をするということになっていまして、対象者に申請書を個別発送して対応している。これは障害者が自立するため、また通院とか世間に出ていくために活用されているものと思いますが、この話をする前に、福祉課長に確認をさせてもらいたいことがあるのですが、平成22年、23年、24年で結構です。この身障手帳1、2級の該当者と、この福祉タクシーを利用した延べ人数が出ていますので、利用した個人は何人いるのかお願いをしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えを申し上げます。該当者、いわゆる対象者ですけれども、22年度が454人、23年度が426人、24年度が431人です。そして利用者ですけれども、これは申請者になります。22年度が226人、23年度が198人、24年度が、現在187人ということになっております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ありがとうございます。該当者に対して利用者は大体半分程度ですね。その中でも、22年度226人の該当に対して延べ数としては2,030人使っていますので、約10回程度ですね。23年度については、198人が利用者で1,946人使っていますので、やっぱり10回程度という数字になっています。そこで、福祉タクシー助成事業については、恐らく該当者が22年は454人、23年が426人、24年が431人という、該当者全ての方が使ったとしても、28回の710円を、基本的には予算に上げるべき数字だと思います。これは例年の利用回数等も勘案した上での予算措置だと思いますが、要は全ての方が使ってもいいわけですよね。400の方が28回、年間、使ってもいいということですよ、確認したいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。実際、制度上はそういうことでございますが、実績といたしましては、予算につきましては、先ほど議員、おっしゃったように、利用実績によって積算しているのが実情でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） この一市民の方が要望を出していたガソリン代の要求書、この方は自分で車を運転できるので、福祉タクシーは使わないでも社会参加ができていくということで、障害者の方にある福祉の面をタクシーは使わないで、できたらそのタクシーを使ったというふうになした形で自分の車の補助をしてもらえないかという趣旨なんです。ですから、車の場合は税金が免除されているから必要ない、考えませんということは、障害者の方が言っているものはちょっと答えが違うんじゃないかということを思ったんです。現在、千葉県内でも、福祉タクシー助成と、その範囲の中でガソリン代補助をしている市町村があるんですが、福祉課長、ご存じでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。うちのほうで調べたところによりますと、今のところ5市ということで、千葉市、松戸市、柏市、流山市、袖ヶ浦市の都市部に集中しているところでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 県内は、今言われたとおり5市ですね。県外も神奈川や埼玉は半分以上の市

がやっていますし、山梨県においては全県でタクシー代もしくはそのかわりというか、両方選択できないようですけど、該当の方はどちらかを選択できるようになっています。そのようにすることに何ら問題はないと思うんです。このために新しく予算をとれと、新しく予算を計上して事業を実施してくれということではなくて、もともとある制度の中で運用していくのでありますので、この辺について、市長、先ほど個人の方と面談したということなので、どういってお話をされたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） ただいまいろいろお話がありました。私は、市長への手紙の回答で、概要で公表していますが、手紙の中では、最後に機会がありましたら直接お話ししたいと思っていますという私のほうからも回答をさせていただきまして、直接ご本人に会ってお話をさせていただきました。今、いろいろ鈴木議員、言われておりましたけれども、他県からこの勝浦に何年か前に来たということです。ご本人は、障害を持っているけれども、自分で車を運転できるということです。他県で、特に神奈川だったか非常に財政力の豊かなところ、そういうところについては、タクシー券の補助のほかにガソリン代のほうも選択できる、こんなことをお話ししていました。勝浦の場合はというお話がありましたので、私は、この市長への手紙が来たからといって、即これを個人的にこうこう、じゃ、わかりましたというような回答というのはできないと思います。私はあくまでも市長として市民から広く意見を求めようということで、これを施策に移す場合には、市の中の計画なり、実行計画なり、いろいろありますので、それをさらにつくって政策をつくらなくちゃいけない。今、千葉でも豊かな千葉市とか松戸市とか袖ヶ浦市とか、非常に財源の豊かなところでやっておりますけれども、今、うちのほうの制度は、あくまでも障害のある方が移動するのに、車も運転できない、こういうのは不便だろうということで、タクシー券を発行している、そういう制度であります。これを、私は運転できるからガソリン代のほうにお金をもらいたい、そういう生活支援の制度の仕組みになっていません。これをそういう形にするには、もう一回、市の中でそこら辺を十分議論して、障害者施策としてどういうふうに考えるかということを組み立てて対応するというのが本来の姿で、私が一市長で、執行部にはそれ相当な権限を持っている、私も行政の顔と政治家の顔を持っていますから、こういう中でこれを政策として反映するというのは、この後の話で、そういう移動手段に困難があるから、こういうタクシー券を配るのであって、生活支援というような制度ではありませんというようにご本人にもお話しまして、ご本人もわかりましたということの結果でございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今の話はごもつともだと思います。そうは言っても、そういう要望があつて、今、市長が言われたのは、このタクシー助成事業は生活支援の制度になっていないんだと。障害者の方が車にも乗れない、自分でもなかなか動くのが困難だという方が病院に行ったりするための足としてのタクシー事業だと思います。もちろんそれはそれでいいんですけど、こういう予算の範囲で、どちらかを選べるようなことをやっている市もある。県外にもそういうのがあつて、県外から来た方が、勝浦市の福祉の政策が今までの裕福なという言い方はおかしいかもしれないけど、財政的にまだそれが支出できるようなところから勝浦市に来た場合は、では勝浦市が落ちているんじゃないか、勝浦市の福祉はおくれているんじゃないかというような

ことも考えられますし、千葉県でも県北のほうの千葉市を中心として、千葉の大きな市はこの政策をやっていますが、こと県南とか、今人口が減少している地域については、逆に言ったら、より一層こういう福祉向上対策をやってしかるべきだというふうに私は思うんです。

これを新しい事業として予算をつけるんじゃないくて、一つの考え方として障害者福祉という問題の中での助成というか、そういうものについて、市長の先ほどの答弁だと、これから考えることが可能なんでしょうか。それについてお伺いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 福祉の政策というのは、本当にできるだけ温かく施策を見守っていく、また推進していくというのは必要であろうかと思えます。ただ、こういう福祉の政策は、一時的な感情でこうする、ああするということは、やはり私は基本的には慎まなければならんと考えておりまして、福祉政策を実行するときに、例えば費用対効果がどうなのか、財源がどうなのか、また公平性の観点からどうなのか、他県とのバランスはどうなのか、国、県の補助制度がどうなのかという、いろいろな幅広い状況の中でこれを検討すべきであって、例えばガソリンだって、生活支援でいいじゃないかというようなことだったら、この方はごみ袋の問題も出ていました。いろいろ出ていました。勝浦市はおくれているというようなお話も書いてあります。でも、それはよその県はやっているから、ではそれを勝浦に全て適用しろというような要望というのは、これはできないわけでありまして、先ほど言いましたように費用対効果だとか、財源がどうだとか、それからまた国、県の優遇措置がもしあれば、それはそちらのほうを優先すべきだとか、そういういろんな見方で検討して決めるべきであって、ご本人から市長への手紙が来ていますから、これについては今後、検討はしたいと思っています。ただ、今の制度においてはこれはできませんという回答をただけでございまして。だから、今後は、それは検討もしていきたいというふうに、私は思っています。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 市長のご答弁から検討していきたいという答えが出ていますので、ぜひとも期待をしたい。その一つとして、やはり市の総合計画の中に、前期基本計画の障害者福祉の充実という問題の中では、やはり今後の障害者福祉を行うに当たって、障害者の自立支援と生きがいがづくりの推進という政策の展開があります。障害者の地域における就労や社会活動への参加を促進し、社会参加や生きがいがづくりを支援しますというふうなうたわれております。最も行政が支援していくのは必要ですが、その一端としてこういうガソリン代の補助がそれにつながるかということは、いろいろ議論の余地があると思えますが、ぜひともその辺も含めて検討をしていただければと思います。今、計算した中では、例えば1人の人が710円、28回使うと1万9,880円なんです。それをガソリンに換算すると、1リットル150円で計算した場合、約133リットルです。ですから、その辺で、ガソリン100リットルぐらいをそういうふうなものに支援していくということも、これは今後の検討の中でもお願いをしたいと思えますので、この件については以上で終わりにさせていただきます。

続いて、文化会館について少しお聞きしたいと思えます。その前に、本年の議会の冒頭に、財政課長から、文化会館の入札が不調に終わったということがございました。2月8日に入札をしたけど、それが不調に終わって、今のところ、建設についてはまだ契約まで至らないと。要は建設会社が決まっていないということがありました。その辺について、ちょっと次に関連

するものですから、お伺いをしたいんですが、議長、よろしいですか。不調に終わったので、一般競争入札でやっているの、一般競争入札を改めてやると2～3カ月かかると思うんです。そうすると、当初予定の4月からの着工がどうなのかなということになります。もう3月ですから、今からやっても恐らく入札が5月、6月にずれ込んでくるんじゃないかと思いますので、その辺、今、どのようにスケジュール調整しているのか、わかればお聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。（仮称）市民文化会館の入札の関係では、当初予算の補足説明で申し上げましたとおり、2月8日に、電子入札で行ったんですけれども、2者から応募がありましたけれども、いずれも予定価格を上回るということでございまして、不調ということになりました。今、議員からもスケジュールをご心配のお話でございまして、2月8日、たまたま市長査定の最中でございましたので、早速設計業者に連絡をとり、その日に来ていただきました。来ていただいた上で、市長以下、関係課も集まりまして、不調となった要因といたしますか、原因について設計業者から意見を求めたところでございます。その後、今後の方針といたしますか、速やかに入札を執行する必要がありますので、今後の方針を幾つか確認をしております。1つが、まず、工事の質は落とさない。これが1点目。2つ目が予算面は変更をしない。そういう大前提の中で、今後の入札をどうすべきかということで確認がとれておりますのは、今回の入札につきましては、市内業者向けの外構工事を除く本体工事費を一括して入札に付したところでございますけれども、その方針は変わりませんけれども、ただ、本体工事から舞台等の設備等を分離して、いわゆる分離発注を舞台設備等の専門の業者による入札に付した場合、落札の可能性があるとということで、今、そういう方向で準備あるいは検討を進めているところでございます。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） もう一つ、その中でいつごろの入札の時期になるのかわかれば、それによって建設のスケジュールがずれてくると思うんですが。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。やはり早急に入札をしたいということでございます。理想的には、5月なりに臨時会がもし開催されるのであれば、それまでに落札業者を決定するような方向で、そういう逆算での日程調整を、今、しているところであります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） ありがとうございます。それでは、私の通告した質問のことについて、若干お伺いします。冒頭の質問の中に、NHKのど自慢ということをお話させていただきました。これは、市長がいろんな会合で、ぜひともやりたいということをおっしゃっておりまして、NHKにももう打診をしてあるという話は聞いております。これが正式な申請を行ったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。毎年、行政向けにNHKのほうからNHKの各興行につきまして通知が来まして、その中で今年度と昨年度に2回ほど申請の申し込みをしております。基本的には、開催の前年度に本申請という扱いになりますけれども、本市といたしましては、仮ということで2回ほど申請してございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 今のところ仮ということで、今、お話があったとおり、1年前に既に申請を受け付けるということですね。ぜひともこれは実施していただきたい。過去に勝浦はたしか2回ほどやっていると思うんですけど、私の記憶しているのは、三十数年前に中学校の体育館でやったように記憶しております。今度やりましたら、ぜひとも私も参加したい。そういうことは冗談として。NHKのど自慢に限らず、恐らくこういう大きなもの、テレビ局にしても、ほかの興行にしても、やるからすぐ実現するかというと、そうはいかないですね。やはり最低でも1年、場合によっては2年ぐらい準備期間が要するというのは通常だと思うんです。そういう中で、私の経験上、勝浦市制50周年記念のときに、私、ちょうど観光課長でありまして、50周年記念に即した何か催し物はないかということで、当時は市民会館は使えませんでした。そこで、テレビのなんでも鑑定団を見ていまして、どこでも行きますよと毎回言っているんで打診したところ、最初断られまして、次にひな祭りに合わせてやってくれということをして2回、直接交渉しましたら実現したのですが、それについては1年間の準備期間がありました。そういうことからして、なぜこれを聞くかということ、文化会館の当初の予定ですと、来年の10月に会館がオープンするという予定で今まで来ておりました。若干ずれ込むんじゃないかというふうな懸念もありますけど、今のところその予定だということでの理解での質問になるんですが、そうなりますと、もう既に25年度始まってもう1年半後にはオープンするわけです。その中で、オープンに当たって、いろんな催し物、市内の芸文協とか、文化発表とかというのは、短期間で準備ができると思いますが、対外的な芸術文化を呼んだりすることは、非常に難しい部分があるんじゃないかということから質問を行っているんですが、その辺について、この対外的な芸術文化を呼び込むに当たって、今後の運営が非常に大事ではないかと。先ほどの答弁ですと、検討していくということですが、それらについて、今後の運営をどのように検討するのか、もう一度ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 午後1時まで休憩いたします。

午後零時00分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。対外的な運営の検討についてのご質問でございますけども、1回目の教育長答弁のとおり、本市が直営、運営するか、あるいは指定管理者制度を導入するか、運営方針の決定をしていく中でホールがより多く利用されていく必要があります。対外的な運営を有効、効率的に行うためにも、直営、指定管理者制度の選択肢が大変重要となってくると考えます。そういうことから、今後、関係各課と早いうちに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） （仮称）市民文化会館の今後の運営方法ということで、今、課長から答弁がございましたが、先ほど申しましたけど、今のところの計画だと、もう来年の10月にはオープンする。実は1年半しかないわけです。そういう中において、これから検討ということは、も

ちろん検討する必要はありますが、時間的にせっぱ詰まってくるのではないかという懸念もございます。そういう中で、今、答弁があったとおり、指定管理者を含めて対外的にも対応できるようなもの、そういう対応をとりたいということで、これから検討に入るということですが、私は、文化会館という中の年間を通じたスケジュールや一つの大きな催し物を企画から実行に移すまでには相当な日数と、交渉などの専門的なノウハウを必要とするのではないかと思います。そういうことからして、この運営のマネジメントをどのように行おうとしているのか、非常に重要になってくるんじゃないかというふうに感じておりますので、これまでのような市の直営といいますか、社会教育課が中心になった直営では、文化会館自体の運営が難しいということは考えられると思います。

例を挙げてみますと、市原市の市民会館ですが、かなり大きいホールで、以前からいろんなショーをやったり、レストランも中にはあるようですけど、ホールとしては1,527席、ここの運営は公益財団法人市原市文化振興財団というところが全体を行っています。猿田市長も県職の時代に、関連したという東金市の文化会館、ここについては、1,213席ですが、ここも運営は公益財団法人東金文化スポーツ振興財団という財団法人が東金文化会館と東金子ども科学館と東金アリーナを含めて運営をしているということです。ここもホームページを見てみますと、1年間を通じて大きな催し物も行っていきますし、市内の文化行事も行われていて、常に稼働しているような状態の文化会館です。やはり勝浦も、当初の500から800にした理由の一つが、そういう文化を高めるという中の市長の考えを前面に出して、我々もそこで承知をして議会を通過して、今回建設するわけですので、ぜひともその後の使い方が、できました、空気だけになりますということには、絶対になってはならないというふうに思いますので、その辺について、今、課長が答弁されていますけど、指定管理になるのか、他の団体をつくって管理していただくのか、その辺については教育長、もう少し踏み込んだ考えをお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤平教育長。

○教育長（藤平益貴君） お答えいたします。この場でどちらがいいかということは、私自身も言えませんけど、先ほどお話ししましたように、内部で検討しまして、最終的には決めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 先ほどから申しているとおり、これから検討はされるということです。ただ、本当に時間はないと思います。来年の10月からオープンするに当たっては、少なくとも今年の10月ごろまでには次年度のスケジュールができていくような、本来、そういう態勢で臨まない限りは、この文化会館がうまく運営していくためにはそのくらいのタイムスケジュールで行く必要があると思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

もう1、2点お伺いしますが、文化会館の、今はホールと舞台装置を使った催し物とか、芸術等の関係なんですけど、先ほどもお話があったんですが、事故があった場合の避難所ということも想定して計画をされています。そして、椅子も可動式で一つの大きな平土間と言うかですね、舞台のほかにできれば設計ですが、課長のほうの答弁になるとは思いますけど、この前、図面をいただいているんですが、平土間になる面積をもう一度お願ひいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。1階のホール部分の平土間にした面積でございますけれども、舞台と客席を含めまして718平米を計画しております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 718平米、これは建物、建屋の中の面積としては相当広いもので、ここも有効に使うべきだと。昨日終わりましたビッグひな祭り、これも大盛況ということで、今後に期待ができるわけですが、この文化会館ができれば、またそういうところも大きな展示場所にもなるんだろうと思いますけど、そのほかにも、例えば平土間にした場合、今まで勝浦市にない市民体育館とか、そこでバレーボールをやったり、柔剣道をやったりするのは非常に難しいかと思えますけど、そういうものにも使えるようなことは考えられているんですか。例えば軽スポーツ、ダンスとか太極拳とか、そういうものの練習とか、そういうものには使用が可能なんですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。菅根社会教育課長。

○社会教育課長（菅根光弘君） お答えいたします。まず、本ホールの位置づけでございますけれども音楽を主目的としました舞踊公演、式典などの演目、また、平土間利用として展示会、レセプション、避難所、ビッグひな祭り会場などの多目的ホールを今のところ計画しておりますので、スポーツ関係につきましては、床材と床下地材については、体育館と同等の仕様をベースにしておりますが、ホールの内側のインテリアをレンガの壁にしているため、球技は、ぶつかって損傷を与える危険性が想定されますので、各種あるスポーツの中でも太極拳、ヨガ、フォークダンス、フラダンス、そういう比較的動きのゆっくりしたものについては使用可能と考えております。今後、使用人数、床、壁への衝撃度、動きの激しさなどを考慮して、どういうものがほかにも考えられるか検討しまして、開館までに決定していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。鈴木議員。

○2番（鈴木克己君） 平土間のほうもいろいろ利用が可能なようです。できる市民文化会館が本当に利用価値のある会館になるように、市当局は時間のない中で大変でしょうけど、ぜひともこのところを期待いたしまして、質問を終わります。以上です。

○議長（丸 昭君） これをもって鈴木克己議員の一般質問を終わります。

---

○議長（丸 昭君） 続きまして、藤本 治議員の登壇を許します。藤本 治議員。

〔4番 藤本 治君登壇〕

○4番（藤本 治君） 日本共産党の藤本 治でございます。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

大きくは3つのテーマで質問させていただきます。まず、第1に、平成25年度予算と国保税の負担軽減について伺います。今、国会では、深刻なデフレ不況からどのように抜け出すかの論戦が続いております。安倍首相は、金融緩和や財政出動など3本の矢の対策で、強い経済を取り戻すと言いますが、危機の原因の分析も、みずからの責任への認識もありません。原因を明らかにせず、対策を立てても、結果は的外れになるだけです。デフレ不況に陥った最大の原

因は、働く人の所得が減り続けていることです。この重大な責任は、大企業のリストラを放置し、労働法制を改悪して、非正規雇用を拡大した歴代自民党政権にあります。日本共産党は、デフレ不況の原因と責任を追及するとともに、まず第1に、国民の所得を奪う消費税増税などの中止、2つ目に大企業、財界の身勝手な賃下げ、リストラを政治の責任でやめさせること。3つ目に、人間らしい暮らしを保障するルールの確立の3つの決断を提案しております。

さて、勝浦市の平成25年度予算について、質問と提案をいたします。まず第1に、先日成立した政府の平成24年度補正予算での追加公共事業及び「地域の元気臨時交付金」を給食センターの移転新築など、新年度に予定している建設事業の財源に充て、支出を予定していた一般財源分を市民の負担軽減や暮らし応援の事業に充てるべきだと考えますが、市の見解を伺います。

2つ目に、特に国保税の負担軽減は、市民の切実な要望です。所得に占める1人当たりの保険料負担率は、国保が10.5%、協会けんぽが4.0%、組合健保が3.1%であり、特に年所得200万円までの低所得者には耐えがたい負担となっています。ここに滞納世帯も集中しているのではないのでしょうか。この階層の実態をお示してください。そして、一般会計からの繰り入れを行うなどして、国保税の負担軽減を行うべきだと考えますが、市の見解を伺います。

3つ目には、根本的な問題は、国保の総収入に占める国庫支出金の割合が、80年代初頭に比べ半減してしまっただけにあり、自治体ぐるみで「国庫負担の増額を」の声を強めることが必要です。一方で、国保の広域化、都道府県単位化が進められようとしています。国保財政の安定化を標榜していますが、市町村が実施している一般会計からの繰り入れや減免措置など、きめ細かな対応が投げ捨てられれば、今以上の負担増に県民全体がさらされることとなります。国保の広域化は、負担軽減には役立たず、きめ細かな対応を切り捨てるものと考えますが、市の見解を伺います。

大きな2つ目のテーマとしまして、保育所の平成27年度以降の再編について伺います。保育所の高台移転により、今年4月からの2年間は、総数330人の保育を中央と上野、総野の3カ所の保育所で行います。一方で、新年度には、中央保育所の改築に着手いたします。どのようなものに建てかえるかを巡り、隣接する幼稚園との関係をどうするか、行政改革や行政の効率化という考えをどう反映するか、総野保育所を将来どうするか、それらが平成27年度以降の保育所再編というテーマに集約されようとしています。市民会議という場で市民の代表による協議の場が設けられました。地域と子どもたちの未来を見据えた住民合意に基づく計画づくりが求められます。

そこで、第1点として、保育所再編に関する市民会議の構成、目的、権限をご説明ください。

2つ目に、市民会議でのこの間の協議の内容をご紹介ください。

3つ目に、今後いつどのように保育所再編の姿が定まっていくのかの段取りをお示してください。

大きな3つ目には、指定管理者制度について伺います。12月議会で、勝浦市特別養護老人ホーム総野園及びデイサービスセンター総野園の指定管理者を変更する議案が、私と磯野議員以外の賛成多数で可決されました。これは公の施設である総野園の管理を代行させる事業者を5年ごとに指定し直すものです。50人の特別養護老人ホームの利用者にとっては、サービス内容が著しく変化することがあり得る、またそこに働く50人の職員にとっては、離職と再雇用により、給与、労働条件の一大変化が起こり得る重大な変更です。私は、総野園のような福祉施設

の指定管理者を変更する場合には、何ゆえに変更するかの理由に異議を挟む余地のないことが必要だと考えます。今回、多数決という基準が機械的に適用され、有意な差が認められないにもかかわらず、変更を行う議案に、私は反対を表明いたしました。この審議を通じて、指定管理者制度そのものについて、及び総野園への今後の対応について考えさせられる機会となりました。

そこで、1点目に、特別養護老人ホームは、利用者に対して5年よりもはるかに長く多くの専門的スタッフで継続的なサービスを提供する入居施設であります。このような施設で5年ごとに管理者が交代する制度を適用するのは、全く合理性がないものです。特別養護老人ホームに指定管理者制度はなじまないと考えますが、市の見解を伺います。

2つ目には、指定管理者の変更に当たって、総野園の利用者へのフォローをどのようにしたか、またはしようとしているかをお答えください。

3つ目には、指定管理者の変更に当たって、職員の雇用、賃金、労働条件のフォローをどのようにしたか、またはしようとしているかをお答えください。

4点目として、利用者及び職員への相談窓口が必要だと考えますが、市の見解を伺います。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（丸 昭君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの藤本議員の一般質問に対しお答え申し上げます。

1点目の、平成25年度予算と国民健康保険税の負担軽減につきましてお答え申し上げます。まず、国の平成24年度一般会計補正予算を踏まえた本市の一般会計予算の編成についてであります。国の平成24年度補正予算の総額は、約13兆1,000億円で、このうち緊急経済対策として約10兆3,000億円が計上されており、公共事業等の追加を中心に大型補正予算となりました。

また、追加されました公共事業予算を活用し、地方が公共事業を前倒して実施した場合は、財政的優遇措置があることから、県と協議の上、さきに議決いただきました補正予算（第9号）に、学校給食共同処理場施設等改築事業、（仮称）防災備蓄センター建設事業等を計上いたしました。

補正予算（第9号）に計上したメリットは、第1に、早期の事業着手であり、第2が、補助金を除いた地方負担額の100%を補正予算債で起債ができ、後年度の元利償還金が理論上100%が交付税で措置されますので、後年度の財政負担が軽減されることでもあります。

また、国の平成24年度補正予算に盛り込まれました約1兆4,000億円の「地域の元気臨時交付金」につきましては、緊急経済対策に沿い、追加した公共事業等の地方負担に対して、一定の算式をもとに交付されるものでありますが、これまでの県との協議を踏まえ、さきに議決をいただきました補正予算で、道路トンネル点検業務委託等の財源として、同交付金を1,214万円充当いたしました。これ以外の同交付金は、今後県との協議等を進めながら、本年4月に交付限度額が示される見込みであり、現時点では不透明でありますので、交付金の総額や、充当できる事業など細部の要件等が判明した段階で検討することになります。

次に、国民健康保険加入世帯の低所得者層の実態についてであります。国民健康保険に加入している世帯のうち、総所得200万円未満の世帯が占める割合は、約80%と非常に高い状況にあります。

なお、総所得200万円の世帯における国民健康保険税を40歳代の夫婦と子ども2人世帯を例として算定した場合は、36万円程度になります。

次に、市民の負担軽減策として、国民健康保険税の引き下げについてというご質問でございますが、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を図るため、特に被保険者や医療費等の推移にしながら保険税を決定しております。このため、現状においては依然として医療費は高く、財政運営が厳しい状況にあり、国民健康保険税の税率引き下げは困難と考えております。

なお、国民健康保険税の税率引き下げのための一般会計から法定外繰り入れをする考えはございません。

次に、国民健康保険の広域化についてであります。市町村が運営する国民健康保険は、サラリーマンなどの被用者保険に加入する者等を除く全ての者を被保険者とする公的医療保険制度であります。その財政単位を市町村としていることから生じる構造的な問題を抱えております。

本市におきましても、被保険者の年齢構成が高く、保険税の負担能力が低い一方で、医療費は高い傾向にあるなど、国保財政は厳しい状況にあります。このような現状を改善し、保険財政の安定化と保険税の平準化、また安心して医療が受けられる国民皆保険制度を維持し、その給付と負担が公平な制度であるべきという観点からも、市町村国保の運営に関し、まずは都道府県単位による広域化を推進することが必要であると考えております。

2点目の、保育所の平成27年度以降の再編等について申し上げます。まず、市民会議の構成等についてであります。保育所等の再編というテーマから、保育所及び幼稚園の保護者の代表、保育所長及び幼稚園長、小中学校の校長会長及びPTAの代表、市政協力員4地区の代表者からなる18名の委員構成になっております。

また、会議の目的等でございますが、将来的な保育所等の再編の方向性について市民の視点からの意見や提言をいただく場であり、その意見等は今後できる限り反映させていきたいと考えております。

次に、協議された内容でございますが、1として、市の将来的な保育所の数について、2として、中央保育所建てかえに伴う施設の形態等について、3として、勝浦幼稚園のあり方についてございまして、第1回の概要をホームページに公表いたしております。

また、第2回につきましては、去る2月20日に開催したところですが、概要を申し上げますと、第1回目で協議した内容についてさらに掘り下げて意見交換いたしました。

まず、将来的な保育所の数についてですが、各地区それぞれ必要であるが、現状を踏まえ、3保育所で行くことでよいのではないかとの意見や、中央保育所の形態については、幼稚園及び保育所機能を備えた認定こども園にすべきではないかとの意見がありました。幼稚園については、現在の施設を残してほしいとの意見もありました。

次に、今後の再編に係る段取りでございますが、市民会議において、3月中に提言をまとめていただき、その後、市の方針決定、さらに地域への説明会を経て、中央保育所建てかえに係る設計予算を補正予算に計上する方向で進めていきたいと考えております。

3点目の指定管理者制度についてのうち、特別養護老人ホームの管理者が5年ごとに交代する制度の適用は全く合理性がなく、指定管理者制度はなじまないもののご質問でございますが、指定管理者制度は、市直営での運営に比べ、経費の削減及び施設利用者へのサー

ビス向上の両立が図られ、有効であるとの判断から導入されるものであります。特別養護老人ホーム総野園につきましては、従来は社会福祉法人済生会に指定管理を依頼してきたところですが、このたび、指定管理期限の満了により、審査の結果、平成25年4月から社会福祉法人さくら会を指定管理者としてお願いするものであります。今後は、民間活力が反映され、弾力性、柔軟性のある質の高いサービス及び安定した施設運営の両立が図られものと考えます。

次に、利用者へのフォローですが、指定管理者が変わることによります不安は、多少なりともあると思いますので、今後におきまして、さくら会による説明会を実施するなどし、利用者個々に対応するよう促してまいりたいと考えております。

次に、職員の雇用、賃金、労働条件のフォローですが、本年4月から指定管理業務をお願いするさくら会は、昨年12月下旬から数回にわたり職員説明会や個別面談を実施し、現行の賃金、労働条件を維持する意向とのことであります。

次に、相談窓口が必要とのご質問ですが、基本的には、利用者もしくは職員と指定管理者との契約関係で成り立つことから、市として相談窓口の設置までは考えておりませんが、今後とも指定管理者の移行がスムーズに行われるよう調整を図ってまいりたいと考えてます。

以上で、藤本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ご答弁ありがとうございました。まず、平成25年度予算と国保税の負担軽減について再度伺ってまいります。

まず最初に、今日傍聴者もお見えになっておられますので、3月定例会開会日の27日に議決されました補正予算と、今回、新年度予算として提案されております平成25年度予算、これらを合わせた、いわゆる15カ月予算としての規模と内容、これについて概括ご説明いただきたいのと、この予算が民生費を圧迫するものではないことについて、いま一度ご説明をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。過日、議決いただきました3月補正予算で総額15億8,107万6,000円追加をいたしました。この大きな要素が、先ほど市長の答弁にもございましたように、国の平成24年度のいわゆる補正予算で、公共工事の前倒しを市町村が行った場合については、財政的な優遇措置があるということで、この3月補正予算に給食センターであるとか、あるいは防災備蓄センターであるとか、あるいは道路関係、さらには市営駐車場内のトイレの建設であるとか、合わせまして5件で11億1,192万1,000円、こういう国の補正予算絡みの大型補正予算を組んだということがございます。ただ、その実施につきましては、3月補正予算に乗せ、実質的には25年度執行ということになりますので、全体ではほかに学校関係の耐震化等も含まれますので、23億ほど24年度から25年度に繰り越される関係がありますので、大変大きな当初予算の規模になるというものでございます。

民生費に影響がないというふうに申し上げたのは、今回の補正予算の中では、民生費、特にうたわれていないということで、その辺で影響がないとお答えしたところでございます。以上であります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今回の補正予算で11億円の補正が組まれたわけですが、その執行は25

年度にわたるといふことで、繰り越されるといふことで、学校の耐震化の工事、これは9月の補正で組まれたものでありますけれども、それらを合わせまして、23億の事業が25年度に繰り越され、総額113億円ほどの事業費で今後25年度、大きな建設事業を中心として運営されていくといふことであります。その結果、100%充当される等々の財源効果で当初25年度の一般財源から支出を予定されていたものが、今回の措置によりまして、100%後に充当されるといふことで、その財源効果額、それが一体どのくらいのものかといふことについてお伺いしたいのですが、お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。確かに25年度当初予算に計上いたしました事業はある程度前倒しをして補正予算に計上いたしましたので、そういう面での一般財源はやはり浮くことは浮くと思ひます。ただ、一つ申し上げたいのは、25年度当初予算に財政調整基金から4億1,000万円を超える財政調整基金を取り崩してございますので、そういう面で効果があることはありますけれども、それを上回る財政調整基金の取り崩しをしているといふことにご理解をいただきたいと思ひます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私の趣旨は、予算編成に当たりまして、ぜひとも住民負担の軽減を図っていく、そのための財源をどこかに求めていかななくてはならないわけですので、そういった点で、今15カ月予算として補正予算は議決されておりますし、新年度予算はこれから審議に入るわけですが、そういった中でその財源を見出していく必要があるわけなんですけれども、その点で今回の国の補正予算を活用することによって、どの程度の効果があるかを尋ねたわけでございます。

今、財政調整基金も取り崩してといふことで、運営が厳しいといふお答えなんですけれども、ちょっと角度を変えまして質問を続けますが、平成25年度予算を編成するに当たって、ここに平成24年10月決定の予算編成方針という3項目の方針がございまして、その第3番目に、受益者負担の適正化ということがうたわれております。各予算は、歳入においては市税等の確保及び受益者負担の適正化に努めることという目標が定められておるんですが、私が質問をしている趣旨は、負担の軽減という角度なんですけれども、ここで言う負担の適正化といふのは、その意味するところをご説明いただきたいと思ひます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。昨年10月にいたしました新年度予算編成方針の受益者負担の適正化といふ意味は、歳入の面できちっとそういうものを確保するために、いま一度今の負担水準が正しいのかどうか、そういうものを検討してもらいたいといふ意味であります。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） その場合、歳入として入ってくる、例えば使用料でありますとか手数料、そういうことを指しておられるのでしょうか。そして、その使用料、手数料の対象には国保税でありますとか、介護保険料、利用料、あるいは水道料金、こういったものは含んではおらないという理解でよろしいでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

- 財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。当然、使用料、手数料のみならず、歳入全般についても負担の適正化というものは当然含まれています。ただ、この一番大きな趣旨は、使用料、手数料だったと記憶しております。以上であります。
- 議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。
- 4番（藤本 治君） 国保税とか、介護保険料、利用料、それが含まれているのかどうかお尋ねしましたが、そこは正確にお答えをいただきたいんですが。
- 議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。
- 財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。当然それはおのおのの国保税にしても、水道料金にしても、適正な負担をというものは前提としてもう一度再検討した上でということになると思います。したがって、広く言えばそういうものも含めたというふうに思っております。以上です。
- 議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。
- 4番（藤本 治君） 私は、これは社会保障の原則にかかわることであろうかと思いますが、社会保障の原則としては、負担は能力に応じて、そして給付は平等にというのが原則であろうかと思うんです。ところが、この受益者負担主義というのは、それを否定することになるのではないかと思います。受けるサービスを、その受ける利用者が全て賄うとなれば、これは市場に任せればよいことでありまして、わざわざ行政が行政サービスとして、こういう国保とか介護とかということを取り扱う以上は、そういう市場に任せられないものがあるからこそであって、そういう点で社会保障の原則が貫かれる必要があると思うんです。そういう点でこの受益者負担の適正化という言葉でこういった国保税とか介護保険、あるいは水道料金も含めてそうだと思うんですけれども、こういったものを一括して含めて、利用する住民に負担を追い求めていくというのはいかがなものかと考えますけれども、私はそのように思いますが、市の立場というのは、社会保障の負担は能力に応じて、給付は平等にという、そういった社会保障の原則には立たないということでしょうか。その辺、確認させてください。
- 議長（丸 昭君） 答弁を求めます。藤江財政課長。
- 財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。特別会計あるいは企業会計というのは、受益者負担の原則、それで会計が貫かれてあるわけでございますから、これは当然そういう原則論で策定されるものと考えます。特に一般会計においては、改めて定期的に歳入面で、いわゆる使用料、手数料、あるいはそういうものを含めて点検をした上で、適正な負担水準をもう一度検討してもらいたいという趣旨で今回、これは記載されたものでものもであります。以上であります。
- 議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。
- 4番（藤本 治君） たまたま日本において医療費でありますとか、介護につきましても、窓口負担とか、介護は受けたときに1割の利用料負担が発生しておりますけれども、ヨーロッパの多くの国におきましても、医療費負担は窓口負担ないんですね。あるいは日本がお手本にしましたドイツの介護保険では、利用料というものはそもそもドイツにはなくて、保険料を納めれば、それだけで利用できるというふうになっておりまして、そういう意味では受益者負担の適正化といった場合は、そういう給付における平等を確保するという点からすると、ヨーロッパ並みの窓口負担ゼロ、あるいは利用料ゼロという、そういった方向こそ受益者負担適正化の名に値する、社会保障分野に関してはそういったものを目指すべきものだろうと思うんです。ただ、

日本の場合はいった点が非常に崩されてきて、全くルールがなくなってしまうという現状があるわけですし、それで私も冒頭、日本共産党が提案している3つの提案について触れたわけなんです。そういった本来的な点があるかと思うんですけど、ただ、受益者負担につきましては、最近市長も事あるごとにそのことを、私どもが新年度の予算要求を提出した際にも、受益者負担について申されましたし、前回の私の一般質問のやりとりの中にも受益者負担というのが繰り返し触れられたように記憶しているんですけど、市長の受益者負担の適正化に関するお考えをぜひ伺っておきたいと思えます。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 今のお話を伺って、受益者負担の考え方というのは、今、財政課長がいろいろ答弁申したとおりなんですけれども、特別会計等でいろんな制度があって、基本的にはその中で受益者に見合った受益の範囲で負担をしてもらう、ただし、その中でも公共的なものについては、一般会計からの繰り出し基準というものもありますから、そういうものも行いますけれども、原則は受益者の負担によるというところがございます。

先ほどヨーロッパの例を出されましたけれども、ヨーロッパというのは消費税が20%、30%の世界で、それの中での受益者負担を少ないというわけでございます、裏ではそりなりの受益者負担をやっているわけでございます。だから、それと今の日本、または本市との比較においては、ヨーロッパの例を出されても、ちょっと困るなというふうに思っております、というふうに聞いております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この問題は平行線ということで、次に、移りたいと思えます。国保税の負担軽減について、所得階層200万円までの方々が8割を占めるということでお答えをいただきました。私は、150万当たりから200万までの方々、これは所得が低いという点で、7割、5割の軽減も受けられない階層に当たるかと思えますが、そういった中でちょうど200万円の所得の方で夫婦、そして子ども2人の方の国保税が36万円ということでしたので試算のお答えをいただいたわけなんですけれども、36万円となりますと、ちょうど200万円ならば、所得に対して18%ですから、非常に重い負担率になっているわけですね。この特に150万から200万までの方々の負担について詳細がわかればぜひ教えていただきたいんですが、ちょうど平成22年度の千葉県の社会保障推進協議会がキャラバンで本市を訪れたときに勝浦市が回答した所得階層別の滞納の状況などが回答されておまして、平成22年度なんですけれども、ここには100万から200万という幅なんですけれども、勝浦市では滞納者が156世帯あって、そのうち35世帯に資格証明書が発行されていると。この年の資格証明書発行総数は123であったということが回答されているんですけども、一番新しい情報がありましたら、ぜひご紹介いただきたいと思うんですが。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。1年度を過ぎました23年度の実績で申し上げますと、市の所得階層100万から200万ということで、112世帯、資格証明書の発行としては11世帯ということになっております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ちなみに100万から200万ということでお答えいただいたんですが、この範囲の所得の方々の世帯というのは、国保の加入者で世帯が全体で何件あるかというのは、おわかり

になりますでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） お答えいたします。100万以上、200万以下ということですので、世帯数としましては、934世帯になります。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 934世帯のうちの平成23年度は112世帯が滞納している。そして、その前の22年度には156世帯であったということで、やはり大きな比率を占めていると思うんですね。資格証明書の発行につきましてですが、これは窓口に行っても、窓口で10割の負担をしなければ医療が受けられないということですから、大変命にかかわる重大なことなんですけれども、この発行が勝浦市において、同じくキャラバンでの調査によりますと、勝浦市の回答によりますと、滞納世帯の全体では23%に資格証明書が発行されているということで、大体150世帯の、この年で言えば123世帯、平成22年ですが、645世帯の滞納に対して123世帯の資格証明書が発行されているというようなことではありますが、お隣のいすみ市において人口は倍ほどあるわけですが、資格証明書の発行が、いすみ市は勝浦の半分程度というような状況に推移しているようなんですね。その違いにつきましては、どのようにご認識されているか、ぜひお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。黒川税務課長。

○税務課長（黒川義治君） 保険税の納税に関しまして、保険証の取り扱いなんですけれども、滞納者が年に1回でも納付すれば、資格証明書から短期証明書に切り替えるというような機械的に事務を取り扱っている市、町もあるというふうには伺っております。本市におきましては、税負担の公平の意味からそれぞれ滞納者とはきめ細かな納税相談等を実施しながら、この保険証の切り替えについては行っているところでありまして、いわば厳格にその辺は取り扱っているように私のほうでは認識しております。したがって、資格証明書の方が納付に応じていただいた場合には、直ちに短期保険証に切り替えるというふうに迅速な作業は行っているつもりでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この場合、資格証明書は、保険証を取り上げることになりますので、命を脅かすことになるという、そういうことを念頭に置いて対処する。いすみ市で抑制的にそういう対応してそういう結果が生まれているのではないかと私は思っているんですけれども、発行している方が80数件はいらっしゃるわけですから、ゼロではありませんので、全てが資格証明書の発行はまかりならぬという、そういうことにはなっておりませんが、私自身は資格証明書は本当に命を奪いかねない重大なことです、1件たりともやるべきではないという考えなんですけれども、今、国は資格証明書の発行については、義務的に市町村に対して1年以上の滞納者に発行しろというような法律に法改正しておりますので、そういう国のあり方そのものが問われているわけですが、ぜひとも納税相談に十分乗るということだけじゃなくて、資格証明書は極力発行するべきものではないという位置づけを市としては持っていただきたいと思えます。

次に、国保の広域化についてお伺いする前に、国保の運営が、財政状況が非常に厳しい原因、いろいろあるわけですが、根本的な原因が国庫支出金が1984年まで5割を占めていたに

もかかわらず現在25.6%に半減しているというのが根本的な問題ではないかと思うんですが、そのことに対する勝浦市の認識、そのような認識をお持ちかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。国庫の負担割合の件でございますが、確かに議員おっしゃるように、昭和59年を境に国庫の負担割合が減ってきております。しかしながら保険制度もいろいろな改革がございまして、平成12年度からは介護納付金制度も始まりまして、また、20年度からは後期高齢者の支援金の納付も始まりまして、そういう点では国保財政が他に吸収されている点もございます。現在、国保財政の状況といたしましては、国庫負担で50%、保険税や軽減分などに対する基盤安定分、いわゆる一般会計からの法定繰入金等で50%賄っている、そのような現状でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 明確に国庫支出金が大幅に減少していることが国保運営に困難をもたらしているということで、明確なご答弁がないわけなんですけれども、私はここに根本的な問題があって、市を挙げて国庫負担の増額、もとに戻せという声を上げていくべきだと思いますし、その点は既にやっただいていただいているものと承知をしているのですが、あらゆる機会を捉えて国庫負担の国保に対する国庫支出金の増額、もとに戻せという声を強く上げていっていただきたいと思うんですけども、そのことに対してもう一回ご答弁いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 午後2時10分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（丸 昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。機会を捉えまして、市長会等を通じ、国庫に対しましては、国庫負担の増額や財政支援につきまして要望しているところでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 国保広域化の進捗状況についてお尋ねしたいんですけども、埼玉県の場合、2012年からレセプト10万円以上について、県の共同事業が行われておりまして、拠出金には所得割も付加されるようになってきているということです。埼玉県下の5つの市では超過負担ということでなかなか折り合いがつかないような状況にもなっているとか、あるいは法定外の一般財源繰り入れをやっている市町村に対して、負担の公平に反するものだというので、やめろという圧力がかかるとか、いろんな動きが既にレセプト10万円以上になってから起こってきているわけなんですけども、千葉県の場合、現在の新年度当初予算によりますと、高額医療費共同事業、それから保険財政共同安定化事業、この拠出金と交付金の勝浦市の予算における関係なんですけれども、高額医療費については交付金のほうが多くて拠出金が少ないとか、保険財政共同安定化事業はその逆だとかというような予算が提案されておりますけれども、現況どんな状況になっているのかご説明いただけないでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。ご質問の件でございますが、この内容につきましては大もとの事務を担当しております千葉県国保連合会からの見込額で計上しておる状況でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） お尋ねしたいのは、拠出金が多くて交付金が少ない、あるいは拠出金が少なくて交付金のほうが多いという関係になっているんですが、それはなぜですか、それはどういうことですかという説明を聞きたいんですが。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。共同事業につきましては、拠出金と交付金の関係になっておりまして、保険者数やその実態的な高額医療費等の増額等によりまして、拠出、交付金の金額が計算されております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 国保財政を安定化させるために市町村間でこぼこがあると、医療費が非常に高く支出されている市町村に、国保税を納める方々の経済的な負担能力が低い市町村などのいろんな条件を勘案して、そのでこぼこを平準化するといいますが、安定化させるために、そういう交付と拠出ということで調整をとっているんだと思うんですけども、そういったことでは国保財政を安定化させることには役立つんですが、決して、先ほど来申し上げてきたような重い国保税の負担を軽減するには役立つまいかと思うんですね。そういう点で、今、埼玉県のを申し上げましたけれども、一般会計から法定外の繰り入れをやっているところに、負担の公平の点からほかの市町村と比べてそれをやめなさいという圧力まで起こっているということで、負担がますます県全体に住民への負担が多くしわ寄せされると、こういう動きになっているのが、今の国保広域化の大きな流れではないかと思うんです。そういう点では、国保財政の安定化ということには役立つとしても、負担の軽減には全く役立つまいかというふうに思うわけですけども、市にはそういうご見解はあるのかなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。広域化における認識の問題でございますが、勝浦市の保険者といたしましては、弱体的な保険者でございます。そのような保険者にとっては、広域化は逆にプラスになるのではないかと、保険税は下がるのではないかと認識は持っております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私は、下がる根拠がないんじゃないかと思うんです。国庫負担が、国庫支出金が年々のように下がってまいって、80年代の初頭よりも半減しているわけですから、その大もとが解決されないのに、全体として国保の今の現状が改善されるということはあるまいかと思うんです。ただ、千葉県の中で勝浦市が占める位置が一般会計からの繰り入れもやっていない、そういう現状の中で、法定外繰り入れもやっていないという現状の中で、他の市町村と一緒にあって、むしろ勝浦市の医療費が突出して高くなれば、ほかの市町村にいわば迷惑をかけて、保険の財政が平準化されると、そういったことへの期待というのはちょっとあり得ないと思うんですね。だから、そういう点での、勝浦市だけにとって有利か不利かじゃなくて、千葉県全体の今後の全ての市町村の国保運営について、この道がいいのか悪いのか、そういうような点を

見ていかなければならないと思うのです。あと、厚生労働省が私が先ほど指摘したような150万から200万までの年所得の方々が一番矛盾が集中しているというのは、厚生労働省自身も認めて、資料を出しているんですけども、ところが解決策が出されていないんです。国保の広域化をやって、こういう問題を解決しなければならないという課題に、150万から200万までの方々のそこに矛盾が集中している、そこに重い負担が集中しているということを指摘しながら、国保の広域化でそれがどう解決されるかということは、同じ資料の中に全然載ってこないという、こういう矛盾した状況になっているわけですので、そういう点では私は国保の広域化というのは、負担軽減には役立たないものだということが断ぜるものだと思います。負担が軽減できるという見通し、具体的な根拠があるんでしたら、ぜひ上げていただければと思います。ないんじゃないでしょうか、具体的な根拠は。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。渡辺市民課長。

○市民課長（渡辺直一君） お答えいたします。国保の広域化については、確かに議員おっしゃるとおり、具体的な話はまだ出ておりません。ですから回答した件については、根拠がない上での推測の上で、勝浦市の場合は下がるのではないかと回答でございます。ただ、国民健康保険の皆保険制度におきましては、保険給付や被保険者の皆さんの負担が平等でなければならないと思います。そういう点では、広域化にすることによって、保険料の算定の方式や保険事業、また、医療適正化の事業等が平等化にされ、取り組むことができると認識しております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私は、高いほうに結局負担が公平化するということか、高いほうに高いほうにということ、今まで法定外の繰り入れをやって、低く押さえてきた市町村に、埼玉県では既にそれをやめろという圧力がかかっているということですが、千葉県下でそういうことが起こって、そんな努力をしているところより、高い保険税に値上げが進んでいくとか、そういう形での負担の公平というのは、本来の住民のためのものではないと思うのです。そういう点で、考えが違うということが明らかになりましたけれども、そういう点では今後もこの問題については、進捗状況に合わせて議論していきたいと思います。

2つ目の保育所の再編について伺いたいんですが、この市民会議の後、3月に提言を出すとなりますと、あと1回で終わりになるような計算になると思いますけども、ここで提言という形でまとめるということなんですが、いわゆる今、話題になっている認定こども園につきましては、賛否が分かれるようなご意見が交わされているんじゃないかと思うんです。それを認めるご意見と、いや、幼稚園のままで存続させてほしいという意見、そういった場合、あと1回の市民会議でまとめる提言というのは、どういった内容になるのでしょうか。私が言う住民合意に基づく計画づくりが大事だと申し上げているわけですけど、そういう場にはなり得ないのではないかと思うんですけど、その点、どういうご認識、ご見解なのか、伺いたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。市民会議に関しましては、企画課のほうで所管をとりまして、今回の件につきましては、（仮称）文化会館、また認定こども園等のかかわりということで、いろいろご意見等を伺っているところでございます。基本的には、この市民会議につきましては、幅広くご意見等をいただくということで、提言につきましても賛否を最終的に決

して、こちらの意見が多いという形で、それをまとめて行うものでありませんし、そういうものでございますので、当然にそれぞれ皆様方のご意見等を総合的なまとめの中で、こういう意見があって、また、こういう意見もあったと、そのような形で提言のほうはまとめたいというような形では考えております。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） そうしますと、この場において住民合意に基づく計画をつくるということではないということで理解してよろしいのでしょうか。住民からはいろんな意見が出ましたという、そういうまとめになるということでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。最終的にもう一度会議のほうを進めませんと、私がこの段階でこうだあだとは、当然に今後またどのような意見が出てくるかわかりませんが、会議の中である一つの方向性というのが出される部分もあるでしょうし、かといって、先ほど申しましたように、必ず全員が賛成するというものでもない部分もございますので、何回も申し上げますけれども、その主流というか、方向性はこういうご意見が多かったと、ただ、一部の方々からはこういうご意見とか、こういうことに関する不安も払拭し切れないという形のご意見等をまとめて提言という形にしたいと、このように考えておる次第でございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 市民会議で話し合われている協議の内容についてお尋ねします。その数、3カ所がいいというご意見、それから形態、認定こども園という形態がいいのか悪いのかという、幼稚園としての存続の問題、そういったことを話し合われているということなんですが、認定こども園につきまして確認しておきたいんですけども、仮に認定こども園となった場合に、その施設、運営基準、あるいは認定こども園の場合、直接契約になるということも、今度の法律改正でありますし、利用料も施設ごとに決められるということが認定こども園の大きな縛りの中にあるかと思うのですが、また、4つの類型がございます。そのうちのどの類型に当たるのか、そういった基準、直接契約、利用料、4種類のどれに当たるのか、そういったことについてお伺いしたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。認定こども園につきまして意見が出ましたけれども、このこども園については、今の法律ですね、就学前のこどもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、そして、千葉県におきまして条例が制定されております。そういう中で基準が定められております。そういうところを今後、こども園にするのであれば、そういう中から具体的にこういうものだというふうなことで、こちらサイドで決定したいと思いますが、今、会議の中では、全体として、要は幼稚園機能もあるし、保育所としての機能も合わせ持った一つの施設としていいんじゃないかというような、そういう大きな中での意見ということで、そういうものが決定するのであれば、いろんな形で具体的に今後方針を進めていかなければいけないというふうに考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 今回、第1回目の会議の内容がホームページ上に公開されておきまして、その中の資料についてお尋ねしたいんですが、資料の8番目に、幼稚園と保育所の施設の共用化と

いうことに関する指針の資料が添付されて会議に提供されているんですけども、この幼稚園と保育所の施設の共用化という場合、それぞれが独立して運営されている今の保育所と幼稚園のような隣接する敷地内での共用ということを行った資料なんでしょうか。それとも、認定こども園のように、一体化したときの共用のことを指しているのでしょうか。その辺、確認させてください。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。この資料の中の共用化というものは、掛川市のものが一つの参考になっておりまして、一つの施設の中に幼稚園そのもの、一方では保育所が一つの施設の中に別々に一緒になって存在するというので、それが一緒に合わさったものという、今後あります認定こども園とは若干趣旨が違うというところですよ。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） わかりました。それでは、保育所の再編につきまして、3カ所というご意見が非常に大きな流れではないかと思うんですが、それと相對して、マンモス化への懸念が議論されていると思うんですけど、第2回目の会議の中でこの3カ所、マンモス化への懸念というのは、協議の中でより深められた点がありましたら、ご紹介いただきたいと思います。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。2回目のマンモス化の関係ですけども、意見につきにつきましては、最終的に企画課のほうで委員の了解のもとに公表されるということにはなろうかと思うんですが、意見の中で1回目にはマンモス化による懸念が意見として出ましたけれども、2回目におきましては、それについての問題が特に取りざたされたというところはないという印象を受けております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） この幼保一元化につきまして質問しますけれども、幼保一元化という問題を提起したのが、高橋秀男議員が平成20年3月議会及び平成23年3月議会、2回の議会にわたりまして、一般質問で取り上げられておりまして、平成23年3月議会、これは当選された山口市長との一般質問、松本前教育長との一般質問の中で出ておりまして、松本元教育長答弁で、「今後の保育、幼児の教育をどうするかという制度の問題につきまして、国で検討しておりますので、その結果を見るということも大切であろうとは思っています。幼稚園といたしましては、保育所の統合は今後、総合計画の中に位置づけられると思いますので、私どもは既に担当課で研究しておりますから、そういうことをにらみながら、幼保一体化するかにつきましては検討できるとしております。以上でございます。」という答弁をされているんですね。この「私どもは既に担当課で研究しておりますから」と、こういう答弁があるんですけども、既に担当課においてということは、教育課で研究されているという趣旨のご答弁のようなんですけども、どんな研究を既になされておるのか、今日のこの状況とのつながりがあるんでしたら、そのことも含めてご説明をいただければと思うんですが。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。今後の幼稚園のあり方につきましては、現在、小中学校等適正配置適正規模庁内検討委員会では出生者数等の減少等について協議をしております。今後、市民会議の提言や、保育所の再編、中央保育所の建てかえ等も含め、今後の幼稚園のあ

り方について検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 平成23年3月17日の議会の議事録なんですけども、このとき松本元教育長がおっしゃられた、既に担当課で研究していると、そのことがおっしゃられたことなんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） お答えいたします。実は国のほうで当初認定こども園ではなく総合こども園等について国のほうで検討しておったと思います。ただ、国会等でその法案が制度設計がなされず棚上げされたというようなことで、当時の教育長の発言については、国の動向を注視していくと、と同時にそのことについて担当課である教育課のほうで検討していくということでした。以上でございます。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） いずれにしても、私、これに触れたのは、今回の市民会議という場で、市民の皆さんにこういう問題についてどうお考えですかというご意見を伺う場をつくっているということについては、前々からのつながりからすると、突然出てきたいという受けとめ方が市民の間には大きくあるのではないかと思うのです。実際上そういう準備がしっかりなされた上で今回を迎えているということではないと思うんです。その点で今回、平成23年3月のときのやりとりと今日とがしっかりつながっているということかどうかを確認したつもりだったのですが、そうではないということが判断されましたので、私が第1回の市民会議の議事録等のホームページを見させていただいて、またいろいろ関係者の方のお話を伺って痛感するのは、幼稚園の子どもたちにとって、今度認定こども園にすることがどんなにいいことなんだろうかとということには、全く父兄の皆さんも関係者の皆さん、確信が持てないでいるんじゃないかと思うですね。今、解決しなければならぬ子どもたちの状態が幼稚園に存在するかと言えば、そういう幼稚園と保育所が一緒になったほうがいいという、それが次の発展への道だという、そういうことではないという感触が強いですね。結局は外から持ち込まれてきている話になっているわけなんです、幼保一元化、認定こども園というものがね。

そういう点では、先ほど共用化について確認しましたが、今ある施設を一体的に共用で使いながら、それぞれは独立して、幼稚園として、保育所として、2年間は運営するわけですね。その上で幼・保育所が建てかわって、新築して、そこに子どもたちが入ってくるということなんですけど、その間も含めて、幼稚園と保育所が一つになることが、子どもたちにとって本当にか悪いのか、いいことであるとしたらどういうことなのか、そこを積み重ねていく必要があるのではないかと思うのです。ここで3月いっぱい議論を打ち切って、結論を出して、はい、認定こども園にしますという決め方をするんじゃないかと、幼稚園と保育所がその子どもたちも含めて、先生方も含めて、一緒にいろんなことを、実践的なことを積み重ねながら今後の幼稚園、保育所の本当に次の発展につながるような一体化といいますか、そういうものが目指される必要があるんじゃないかなと思うのです。そういう点で拙速な結論の出し方は誠に慎まなければならないのではないかと思います。そういった点で、ぜひ第3回目の協議の場でも、大いに幼稚園と保育所が連携を強めていく、そういった点についても、どういう方策というか、勝浦らしい、そういったものも探求していく必要があるのではないかと思います。

ちなみに、認定こども園そのものはまだ6、7年の歴史でしかない非常に浅いものであって、

これが最もいい形だという、そういうことが明らかになったものとは言えないと思うのです。いろんな失敗やいろんな経験が各地に生まれていて、それを総合する、そういうことがこれから行われるような段階のものだと思いますので、ぜひ慎重で、かつ子どもたちのことを最優先に考えた方策を探求していくべきだと思います。

今後の段取りなんですけども、3月中にそのように提言をまとめ、市の方針を決定し、説明会を開いて設計予算を組むということなんですけども、大体これはどんな時間的タイムスケジュールで、どんな段取りで、最終的にはどういう形で議会に諮られるんでしょうか。設計予算としてこの議会で承認を求めるという格好になるんでしょうか、再確認です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答えいたします。これからのスケジュール関係ですけれども、遅くとも平成25年度の中ごろまでに、提言を受けまして基本的な規模や形態についてを決定をいたしまして、設計予算を計上するというところで考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） そうしますと、住民のコンセンサスというのは、いつ、どの段階でどのように得られるということなんでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。1つとしては、市民会議の中での意見、提言、これが一つの住民のコンセンサス、もう一つは、今後方針を決定して、それをさらに各地域にこういうもので行きますということで説明会を実施するというところで考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） そうすると、説明会の段階では、まだ決定ではないということで、住民にこういうふうにしたんだけどという説明会になるんでしょうか。このように決めましたので、ご了解くださいという説明ではないということでしょうか。確認です。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。一応、うちのほうからこういう規模ですということで、ある程度の提案になりますので、それを説明会で説明するというところで、それらの説明会で意見を聞いた上でまた変えるということではないというふうに考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 住民のコンセンサスを得るという点では、市民会議の場はまだコンセンサスが得られる場に、あと1回ではないわけですし、いろんな意見が併記されるというところにとどまるのではないかと思いますので、住民のコンセンサスを得るためには、かたくなに市の側は一步も引きません、これでやりますということで住民に説明するというのは、それはちょっといかがかと思います。そういう点では、いろんな市民の意見を聞いた上でそれを取り入れたものとして議会に提案をされるのが筋ではないかと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。先ほど申しましたように、市民会議、提言ですね、いろんな意見、そういうものが一つのそういう中で方針決定をするに当たって、取り入れられるものを最大限取り入れて、進めてまいりますので、新たなものでこれを直していくというよ

うなことは考えておりません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 市民との直接説明をしてその場で意見をいただける場を余り軽く見ないほうがいいと思うんですね。そこは非常に大切な場としてやっていただきたいと思いますけれども、十分市民の心配などに耐えられるしっかりとした案を市民に提示して説明するというのは当然の責務ですけど、そこをそういう準備をしたからにはいささかも変更はしないんだという、そういうかたくなな構えも私はないと思いますので、そこは柔軟に対応していただきたいと思います。それは要望として指摘をしておきます。

3点目の指定管理者制度について伺いますが、そもそも指定管理者制度については、時間がありませんので、ご説明を求めませんけれども、とにかく今回の決め方で、結局、経費やサービス向上、そういった点がいろいろ指定管理者制度の利点だというご指摘なんですけども、実際問題として、確認だけさせていただきたいのは、新年度予算案で委託費が前年から減少しておりますけども、新年度予算で提案されております総野園に対する委託費の変化について、その要因についてご説明をお願いします。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。新年度予算につきましては、12月の議会におきまして、5年間の債務負担行為を組んでいただきました。それに基づいた数字で今回計上されておりますので、その範囲内になろうかと思っております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） ちょっと意味がわからなかった。減少されているのではないのでしょうか。委託費を前年予算よりも少なく今回計上されているんじゃないのでしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。委託費の計算根拠につきましては、前年までの平均値等を勘案しまして計算しております。その結果ということでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） そうしますと、指定管理者が変わったことによって、委託費が変わることではないという理解でよろしいですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一男君） お答え申し上げます。議員のおっしゃったとおりでございます。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） それでは、今回は既に議決をしておりますので、今回のことではなくて、あと5年後に同じように指定管理者の変更ということが起こり得ることになる、そういう前例が今回できておりますので、5年後につきましてお尋ねしたいんですが、本当にこの指定管理者制度を総野園のような特別養護老人ホームに対して、この制度を適用して、この5年後に総野園でのサービスの水準を確保し、さらにそのサービスを向上させる保障があるかどうかについて、非常に懸念を持ちます。ちょうど5年後に今回応募された済生会は、5年後には応募できないんじゃないのでしょうか。5年後に応募できるのはどういう社会福祉法人でしょうか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。佐瀬総務課長。

○総務課長（佐瀬義雄君） 5年後の懸念というか、心配されているようでけれども、今回、総野園につきましては、指定管理者募集要項というものがございます。その中で基準ですとか、業務ですとか、指定期間とか、申請の資格等々、項目がたくさんございますが、要項で決めております。その中で、今回の場合ですと、平成24年4月1日現在において勝浦市内に法人本部を有するか、若しくは勝浦市内で同種の介護保険事業所を運営していることとございます。したがって、要項ですので、その時々状況によりまして、変えることも可能かと考えておりますので、5年後に必ず参加できるかどうかというのは、現時点ではわかりません。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） 私は、今回のことを通じまして、5年後に、例えば済生会は応募要件が変更になったとしても、再び応募するということがない可能性がありますよね。それと、今回さくら会に決まりましたけれども、さくら会が5年後、引き続きやりたいというふうに思われるかどうかは、これはまだわかりませんですね。さくら会が実際やってみたけれども、これはちょっと採算に合わないから撤退をするというふうに決断されて、済生会も応募しないとすれば、このまま総野園が存続の危機に立つようなことにもなりかねない、そういう最悪の場合を想定すると、非常に重大なことだなという懸念を持つわけです。そういう点、本来は指定管理者制度というのは、そういう民間の活力を活用して公共サービスの水準を維持し、さらにそのサービスを向上させる、そういう市場の原理なんかを活用しながらやっていこうとする目的で導入されたわけですが、全国的にも、実際これが公共サービスの水準を確保できるのかどうかということが問われつつあるというのが、制度発足から7、8年を経過している今の段階で全国的に起こっていることではないかと思うのです。そういう点での懸念があり、ましてや総野園のような、このような施設で、そして差がほとんど認められないような状況にもかかわらずらっと管理者を変えたということですので、今後5年後のことについては、私自身は大きな懸念を払拭できないということとございます。

時間もありませんので、最後に利用者と職員へのフォローなんですけれども、先ほど契約者がさくら会とそれぞれ利用者であり、職員一人一人にあるというご答弁ですけれども、今現在は済生会が職員とさくら会との間に立って、職員の皆さんが不安なく4月から仕事につけるようにと思っておられると思うんですけれども、4月からはそうはいかなくなります。さくら会、職員そして利用者の3者が、さくら会のほうが一人の職員にとっては優位にあるわけですので、そこは調整はするということがありますが、もちろん調整はしていただかななくてはいけない。しかし、もっと踏み込んで、職員の雇用や賃金、労働条件を守るためにしっかりと役割を市が果たす必要があるんじゃないかと思えます。そういう点では、2010年12月に出されました総務省自治行政局長通知の第6項で、労働法令の遵守と雇用労働条件の配慮が求められておりますけれども、それは指定管理者であるさくら会に求めているんじゃないかと、それに指定をする勝浦市に対する総務省が求めている通知だと思っておりますけれども、それを一つ確認したいことと、それに基づいてしっかりと勝浦市がさくら会に対してきちっとしたスタンスを持つべきじゃないかと思うんですけれど、いかがですか。

○議長（丸 昭君） 答弁を求めます。花ヶ崎福祉課長。

○福祉課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。当然市が事業主体でございますので、先ほど来の職員関係、あるいは業務の移行がスムーズに行くように調整を図っているところでございます。

ので、そういうことで、今後も利用者にとって不安がないような形での調整をうちのほうでいろいろと中心になって図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（丸 昭君） ほかに質問はありませんか。藤本議員。

○4番（藤本 治君） これはぜひとも、課長みずからがその責任を持つという立場で、課長がだれかに任せるということではなく、しっかりと課長自身が受けとめて対応していただけるようにしていただきたいと思います。そのことを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○議長（丸 昭君） これをもって藤本 治議員の一般質問を終わります。

---

## 散 会

○議長（丸 昭君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明3月5日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時53分 散会

---

## 本日の会議に付した事件

### 1. 一般質問